

第2次山陽小野田市食育推進計画

元気いっぱい ねたろう「食育」プラン

素案



山陽小野田市食育キャラクター
ねたろう食育博士

Sanyo-noda

平成 31 年 3 月



市長写真

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間及び評価	
4 計画策定の体制	
第2章 山陽小野田市の食をめぐる現状と課題	4
1 山陽小野田市の概要	
2 これまでの取組と全国的な食をめぐる変化	
3 山陽小野田市の食の現状と課題	
第3章 山陽小野田市における食育の方向	21
1 基本理念	
2 山陽小野田市の食の重点施策	
3 市民の目指す姿	
第4章 山陽小野田市の食育の総合的な推進	26
1 家庭における食育の推進	
2 学校、保育園等における食育の推進	
3 地域における食育の推進	
4 食育推進運動の展開	
5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	
6 食文化の継承のための活動への支援	
7 食品の安全性に関する情報提供等	
第5章 山陽小野田市の食育推進の目標	40
1 目標指標と目標値	
第6章 山陽小野田市食育推進計画の推進体制について	48
1 市における食育推進体制について	
2 食育推進のためのネットワークづくり	
資料編	49

山陽小野田市食育キャラクター「ねたろう食育博士」とは

地域に伝わる「三年寝太郎伝説」の寝太郎さんは、荒地をみずみずしい水田に変え、村おこしを成し遂げたと伝えられています。この寝太郎伝説に思いをはせながら、食に関心を持ち、食に関する知識を身に付けることで健全な食生活を実践し、食の大切さをPRできる市民をイメージした食育キャラクターです。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、ライフスタイルや価値観が多様化し、食生活の乱れや生活習慣病※の増加をはじめ、食に対する感謝の念や、伝統的な食文化の喪失など様々な「食」に関する問題が懸念されています。

国は、このような問題に対処するため、平成17年(2005年)6月に「食育基本法」を制定、平成18年(2006年)3月に「食育推進基本計画」を策定しました。その中で、食育についての基本理念を明らかにするとともにその方向性を示し、国民運動として食育に取り組んでいくこととしています。「食育」とは、生きる上での基本であって、知育・德育・体育の基礎となるべきものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいいます。

山口県では、平成19年(2007年)3月に「やまぐち食育推進計画」、平成24年(2012年)3月に「第2次やまぐち食育推進計画」を策定し、本市においても、平成23年(2011年)3月に「山陽小野田市食育推進計画(元気いっぱいねたろう『食育』プラン)」を策定しました。

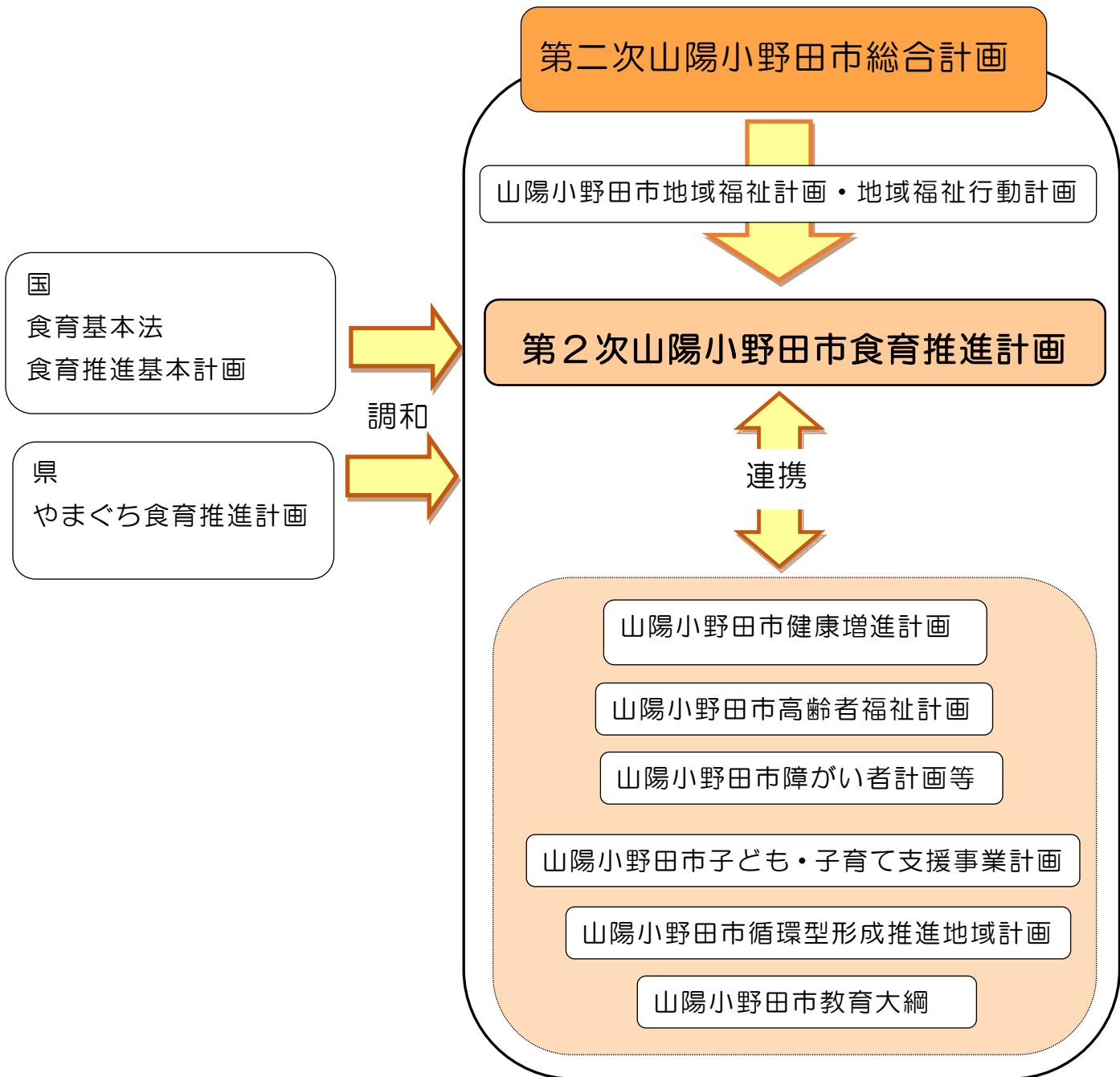
しかしながら、少子高齢化や世帯構造の変化により、核家族や単身世帯が増加し、家庭環境が多様化する中で、家庭や個人の努力のみでは健全な食生活の実践が困難な状況がうかがえます。また、食品ロス※や食品の安全性など、食をめぐる課題は少なくありません。

そのことから、国においては、平成28年(2016年)3月に、県においては、平成29年(2017年)3月に、新たに第3次計画が策定されました。その中で、健康寿命※の延伸につながる食育の推進や、食の循環や環境を意識した食育の推進をはじめとする、5つの重点課題を柱に取組と施策を推進しているところです。

このような中、本市においても、前計画を踏まえ、今後の本市の食育を総合的かつ計画的に進めるために「第2次山陽小野田市食育推進計画」を策定することとしました。



2 計画の位置づけ



3 計画の期間及び評価

この計画の期間は、平成 31 年(2019 年)度から平成 35 年(2023 年)度までの 5 年間とします。

評価については、中間評価を平成 33 年(2021 年)度、最終評価を平成 35 年(2023 年)度に実施します。また、計画の見直しが必要な場合は、期間中においても検討します。

4 計画策定の体制

(1) 山陽小野田市食育推進計画策定プロジェクトチームでの検討

庁内関係各課の代表により、幅広い見地から検討を行いました。

(2) 山陽小野田市食育推進計画検討委員会での検討

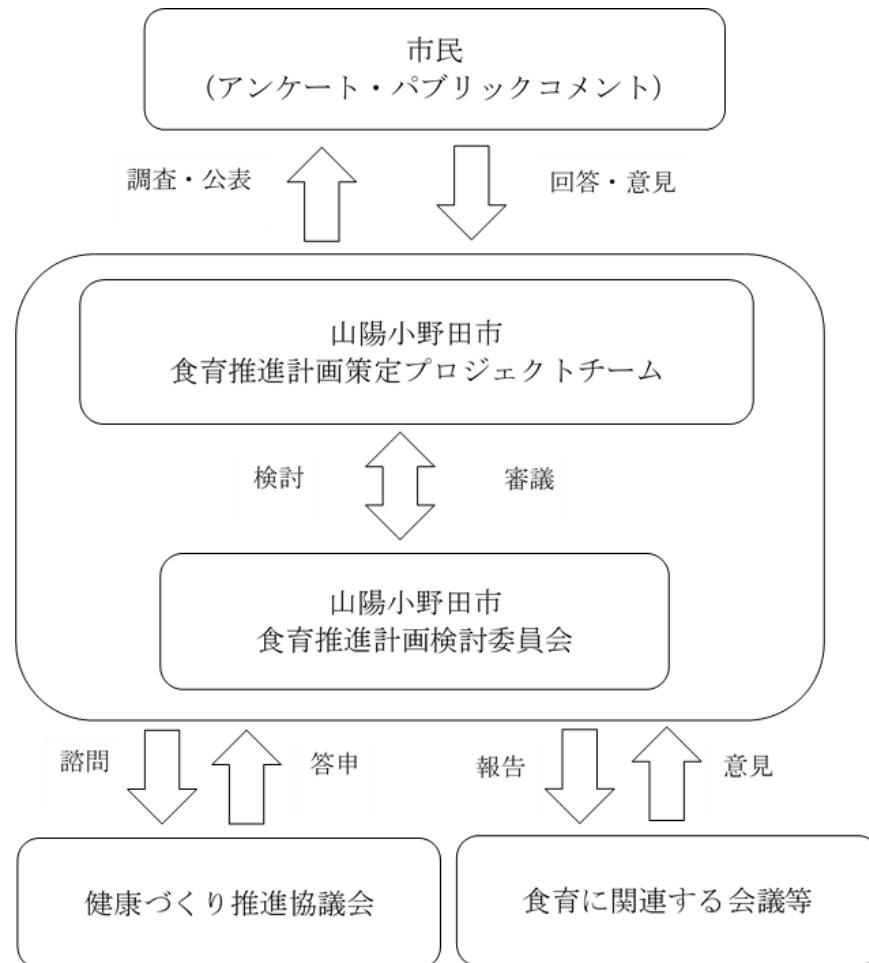
学識経験者、生産者、幼稚園・保育園や学校関係、地区組織から参加を求め、幅広い見地から検討を行いました。

(3) 健康づくり推進協議会や食育に関連する会議からの意見聴取

健康づくり推進協議会や食育に関連する会議において、市民や関係団体から本計画策定に当たり意見聴取を行いました。

(4) 広く市民から意見を聴取するための取組

市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、市民の食生活や食育に対する現状を把握するためのアンケート調査を行うとともに、計画に対する市民意見公募(パブリックコメント*)を実施しました。



第2章 山陽小野田市の食をめぐる現状と課題

1 山陽小野田市の概要

(1) 地勢

山陽小野田市は、山口県の南西部に位置し、下関市、宇部市、美祢市と接しており、南北が約 20 km、東西が約 15 km、総面積は 133.09 km²です。

海岸線一帯はほとんど干拓地で、市内中央部には厚狭川、有帆川が流れ、瀬戸内海に注いでいます。

市街地を取り囲むように、丘陵部の里山や河川、干拓地に拡がる田園地帯、海などの豊かな自然のほか、森と湖に恵まれた公園、海や緑に囲まれたレクリエーション施設があり、優れた自然環境に包まれています。



(2) 人口と世帯

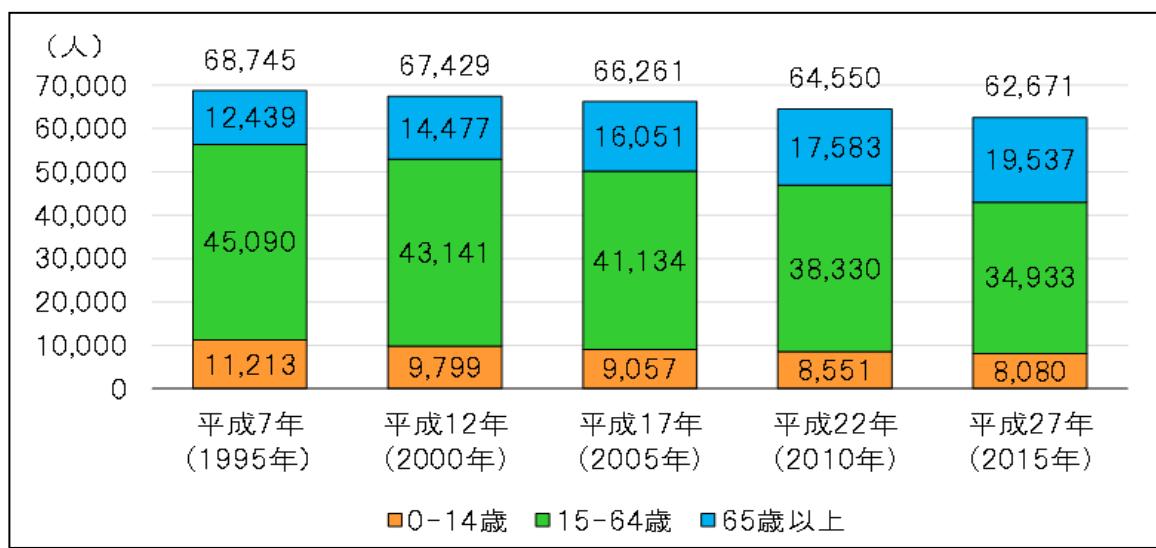
国勢調査からみる本市の人口は、平成 27 年(2015 年)では 62,671 人となっており、20 年前の平成 7 年(1995 年)から約 6,000 人の減少となっています。

構成比をみると、年少人口(0-14 歳)、生産年齢人口(15-64 歳)の割合は減少を続けている一方、65 歳以上人口の割合は上昇を続け、平成 27 年(2015 年)では 31.2% と少子高齢化の進行がみられます。県と比較するとおおむね同じ傾向となっています。

出生率については、年により多少のばらつきがありますが、全体として、全国平均と比較すると低い傾向にあります。

世帯数は、平成 17 年(2005 年)の 25,289 世帯から、平成 27 年(2015 年)には 25,689 世帯と増加傾向に、一世帯当たりの人数は、2.62 人から 2.44 人と減少傾向になっており、核家族化の進行がみられます。

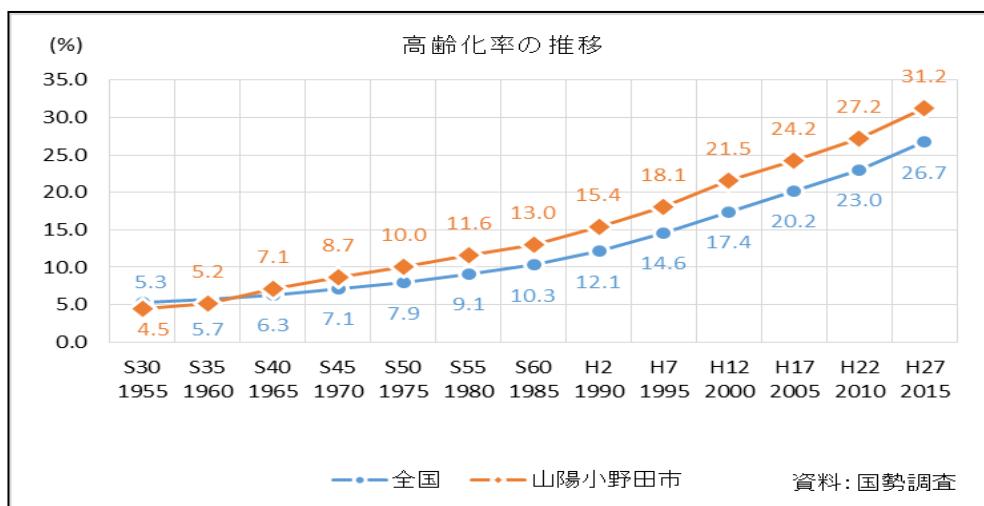
年齢3区分別人口の推移



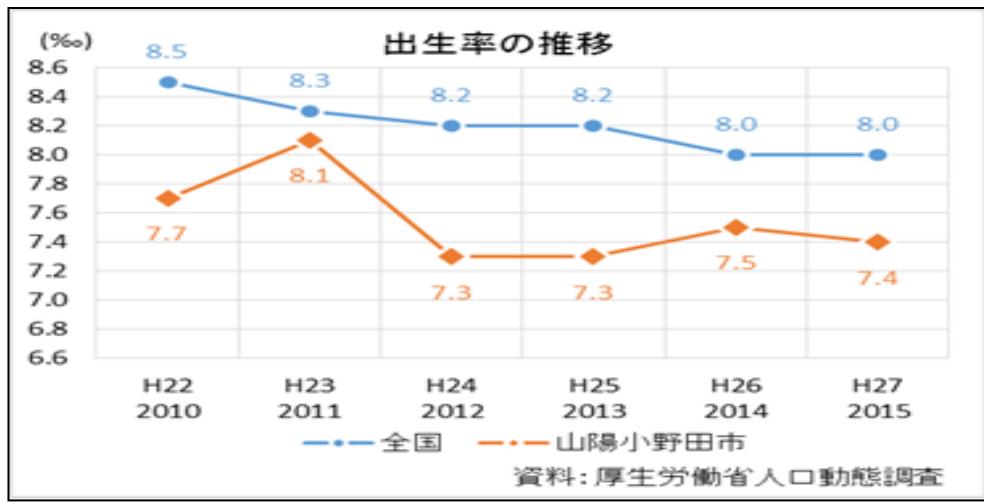
資料：国勢調査

※総人口は年齢不詳を含む。

高齢化率の推移



出生率の推移

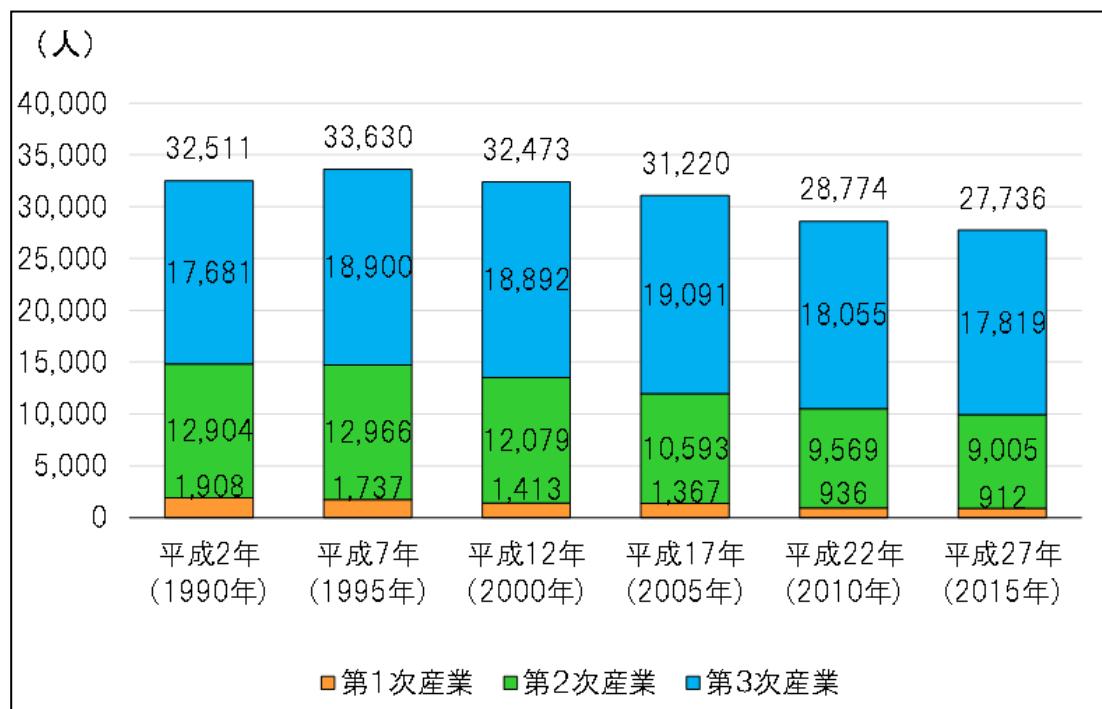


(3)産業

本市の就業者数は平成7年(1995年)以降減少傾向で推移しています。

第1次産業は平成2年(1990年)と比べて半数に、第2次産業は約3割の減少となっています。第3次産業は増減をしながらも、平成2年(1990年)と比べて微増となっています。

産業大分類別就業者数の推移



資料：国勢調査



2 これまでの取組と全国的な食をめぐる変化

平成23年(2011年)度に策定した「元気いっぱい ねたろう『食育』プラン」は、「食で潤うまち」「心も身体も元気な市民」を目指して、「ねたろう食育サイクル」(えらぶ(選択) たべる(消費) つかう(再利用) うむ(生産)の循環型の食育)を基本理念のイメージとして「食育」の啓発を行い、体験を通して食育を学ぶ場を積極的に提供し取り組んできました。

まず、食育ツールやさまざまなイベントの場を活用し、特に子育て世代をターゲットとして「食育」の啓発を行い、関係機関や庁内関係各課とのネットワークを構築しました。

また、平成23年(2011年)度から「ねたろう食育博士養成講座」を開講し、多分野を切り口とした食体験をカリキュラムに加え、500名を超える食育博士を養成しました。

さらに、生活習慣病※予防のための「野菜摂取増加プロジェクト」を推進し、肥満、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの疾病予防のための食生活について健康教育等を行ってきました。

平成29年(2017年)度に実施した食育に関する市民意識調査では、性別や年齢別に差があるものの、認知度や意識については多少の改善がみられた項目もありました。一方で、食生活そのものの行動変容につながるような分野は成果の見えにくい項目が多く、目標の数値の達成には至りませんでした。

国は、第3次食育推進基本計画を策定し、若い世代を中心とした食育の推進、多様な暮らしに対応した食育の推進、健康寿命※の延伸につながる食育の推進、食の循環や環境を意識した食育の推進、食文化の継承に向けた食育の推進の5つの重点課題を示しました。

多様な暮らしや食環境の変化に柔軟に対応した健全な食生活の実践、地域の食文化の伝承、食を取り巻く産業の活性化、これまでの食の循環型の取組みを活かしつつさまざまな分野から食育をさらに発展させていく必要があります。



第1次山陽小野田市食育推進計画最終評価結果						
指標	対象	基礎調査(%)	前回値(%)	現状値(%)	基礎調査と比較しての評価 (一部中間評価と比較)	目標値(%)
		1次	中間評価	最終評価		
		(H21)	(H25)	(H29)		
「食育」について 関心がある人	20～39歳	56.0%	62.3%	55.9%	➡	100%
	40～59歳	54.4%	56.7%	54.2%	➡	
	60歳以上	73.4%	67.3%	66.9%	↘➡	
山陽小野田市産の 食材・特産品を 知っている人	子ども	52.6%	55.4%	63.4%	↑➡	80%以上
	20～39歳	28.7%	39.2%	38.6%	↑➡	80%以上
	40～59歳	47.4%	53.9%	53.2%	↑➡	
	60歳以上	65.5%	60.0%	71.5%	↑➡	
食事バランスガイド を認知・活用し ている人	子ども(認知度)	51.6%	52.1%	26.8%	↘➡	80%以上
	20～39歳	18.1%	20.2%	16.9%	➡	60%以上
	40～59歳	25.6%	22.7%	19.1%	↘➡	
	60歳以上	52.6%	48.9%	43.6%	↘➡	
1日に野菜料理を 3食とも食べる人	子ども	-	18.8%	21.7%	↑➡	増やす
	20～39歳	15.9%	12.5%	10.7%	↘➡	50%以上
	40～59歳	19.5%	14.2%	12.0%	↘➡	
	60歳以上	37.5%	27.5%	32.1%	↘➡	
朝食を毎日食べて いる人	子ども	小学校89.4%	小学校90.5%	小学校87.9%	➡	100%
		中学校84.6%	中学校90.8%	中学校84.9%	➡	
	20～39歳男性	60.7%	57.3%	51.1%	↘➡	80%以上
家庭で料理、食事 の準備、後片付け を毎日する人	子ども	小学校41.1%	小学校30.3%	小学校25.5%	↘➡	50%以上
		中学校29.4%	中学校23.4%	中学校18.6%	↘➡	
	成人男性	25.8%	24.3%	31.8%	↑➡	50%以上
	子ども	32.3%	41.4%	39.0%	↑➡	80%以上
地元に伝わる料理 を家庭で食べる人	20～39歳	53.4%	54.4%	43.9%	↘➡	80%以上
	40～59歳	65.3%	66.3%	58.3%	↘➡	
	60歳以上	85.1%	84.7%	81.6%	↘➡	
	子ども	44.3%	59.6%	58.5%	↑➡	70%以上
食事を残さず食べ る人	20～39歳	64.2%	65.2%	75.0%	↑➡	90%以上
	40～59歳	74.0%	78.0%	78.6%	↑➡	
	60歳以上	79.8%	76.0%	74.4%	↘➡	
	20～39歳	76.0%	73.4%	77.0%	➡	100%
生ごみを減らす工 夫をしている人	40～59歳	82.5%	79.8%	80.7%	➡	
	60歳以上	88.0%	85.2%	91.8%	➡	
	20～39歳	53.8%	44.8%	33.8%	↘➡	80%以上
家庭で野菜などの 栽培や収穫をする 人	40～59歳	54.9%	56.9%	46.6%	↘➡	
	60歳以上	78.0%	75.3%	74.1%	↑➡	

3 山陽小野田市の食の現状と課題

市の食に関する現状を把握するため、市民を対象に意識調査を実施しました。

(1) 調査の概要

① 食育に関する市民意識調査

対象	20歳以上の市民
配布数	1,762
調査方法	関係団体(地区組織・企業・保育園・幼稚園)を通じて配付
回収数	1,315(回収率 74.6%)
調査期間	平成29年(2017年)11月15日～12月15日

対象	市内小学5年生、市内中学2年生
配布数	小学5年生(526)中学2年生(525)
調査方法	学校にて配付
回収数	小学5年生 499(回収率 94.9%) 中学2年生 501(回収率 95.4%)
調査期間	平成29年(2017年)11月15日～12月15日

② 朝食等に関する実態調査

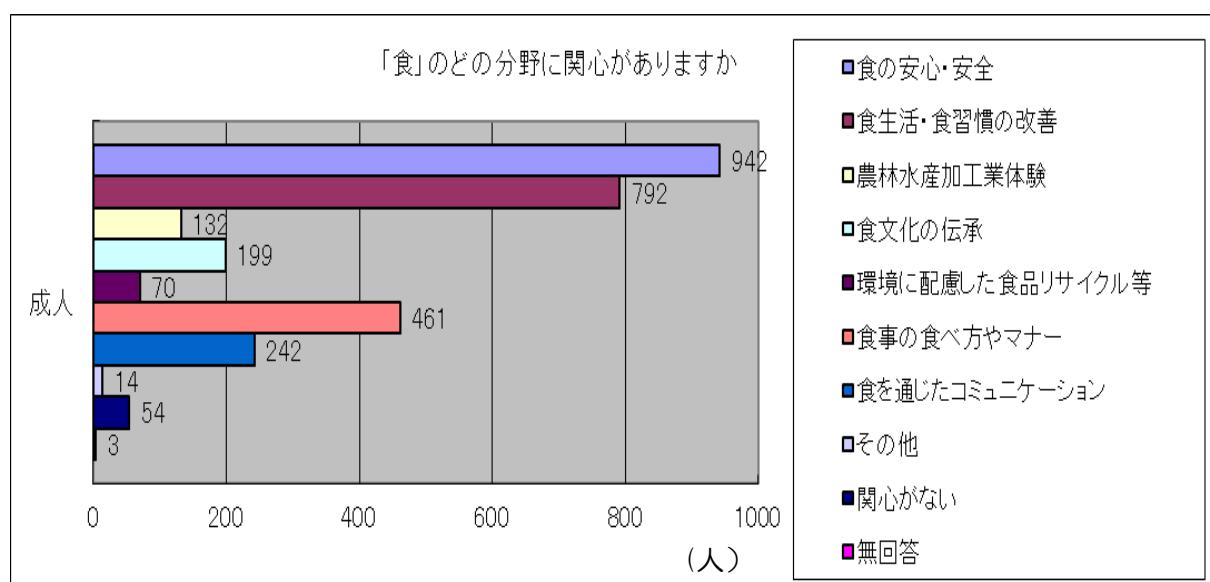
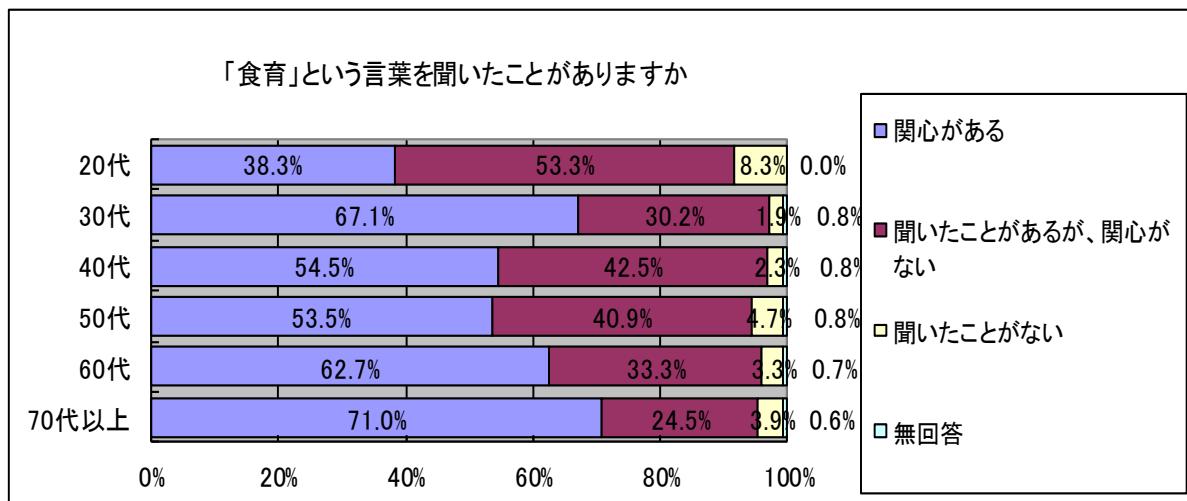
対象	市内年中児、小学5年生、中学2年生
配布数	年中児(262)小学5年生(526)中学2年生(525)
調査方法	園、学校にて配付
回収数	年中児(262)小学5年生(522)中学2年生(464)(回収率 95.0%)
調査期間	平成30年(2018年)1月15日～1月31日

③ 健康づくりに関する市民意識調査

対象	20歳～79歳の市民
配布数	3,000(有効配付数 2,985 無作為抽出)
調査方法	郵送にて配付
回収数	1,356(回収率 45.4%)
調査期間	平成29年(2017年)11月1日～11月24日

(2) 調査の結果(主に食育に関する市民意識調査から抜粋)

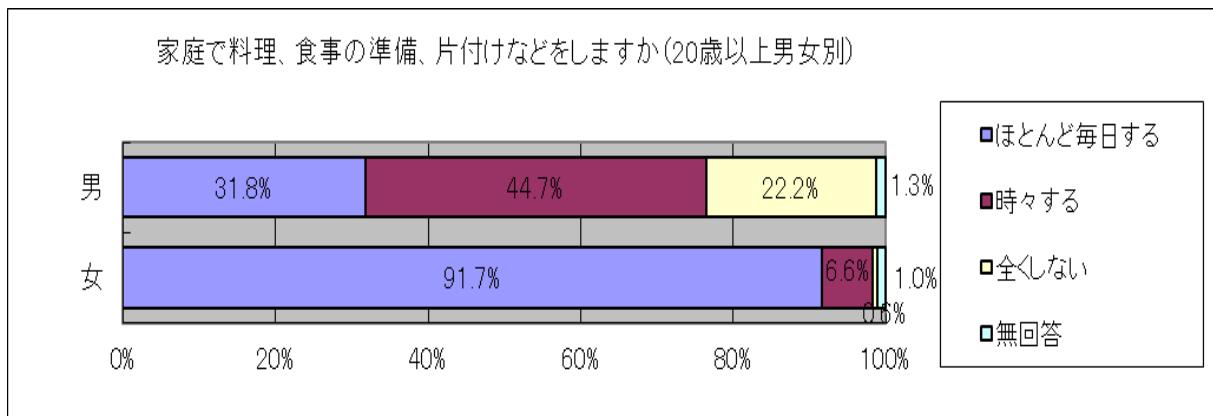
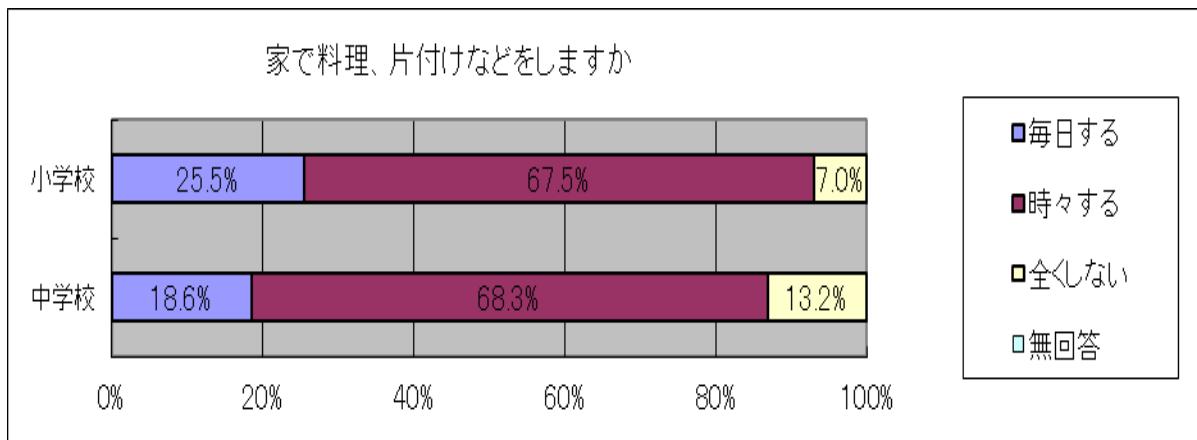
○ 食への関心について



「食育」という言葉の認知度は、どの年代も9割以上と高くなっています。しかし、「聞いたことがあるが、関心がない」と答えた人は、20代で53.3%と最も多い結果でした。

また、関心のある分野については、食の安心・安全が最も多く、次に食生活・食習慣の改善に関心が高い結果でした。

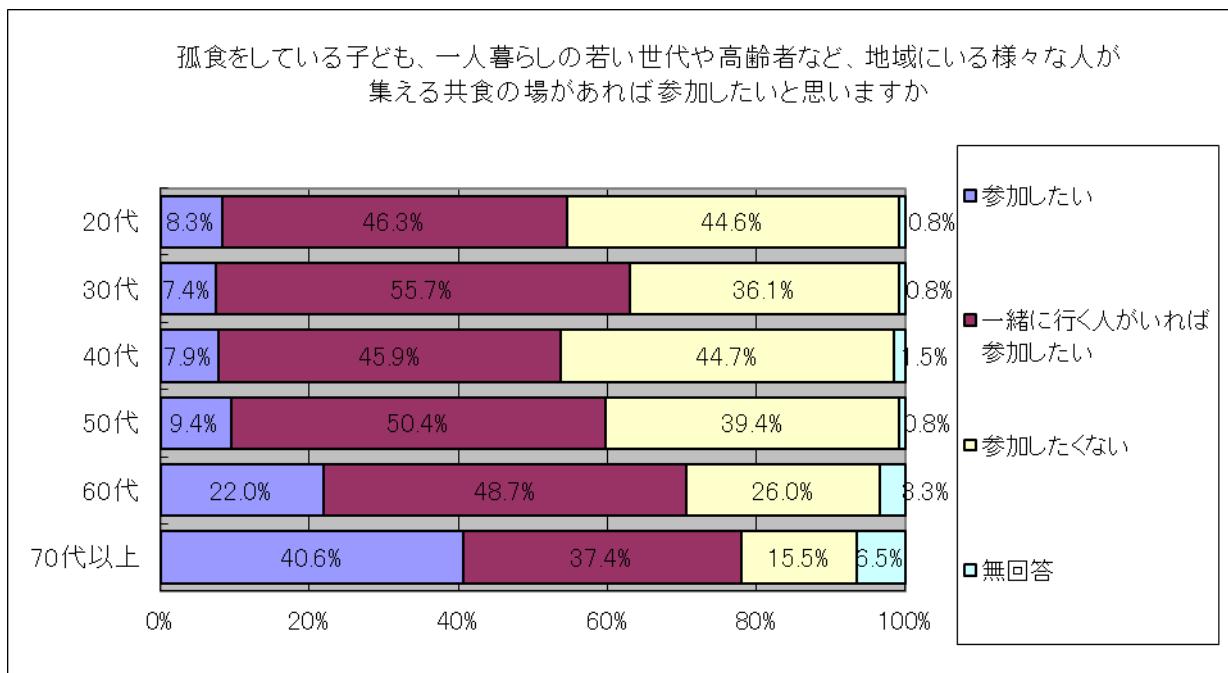
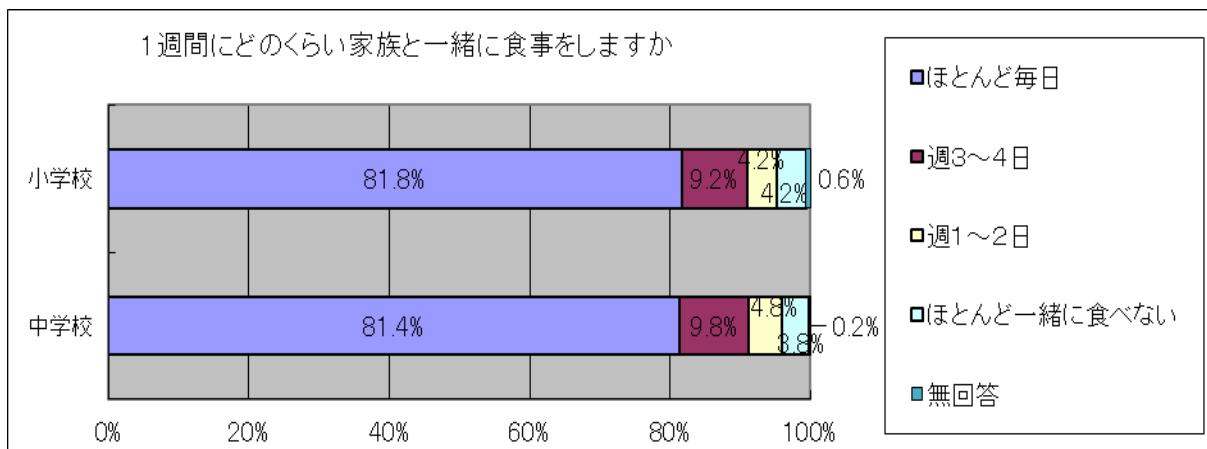
○食への関わりについて



家で料理、片付けなどを「全くしない」と答えた中学生は 13.2%と小学生の 7.0%と比較して多い結果でした。また、成人では、「全くしない」と答えた男性は 22.2%と女性の 0.6%と比較して多い結果でした。



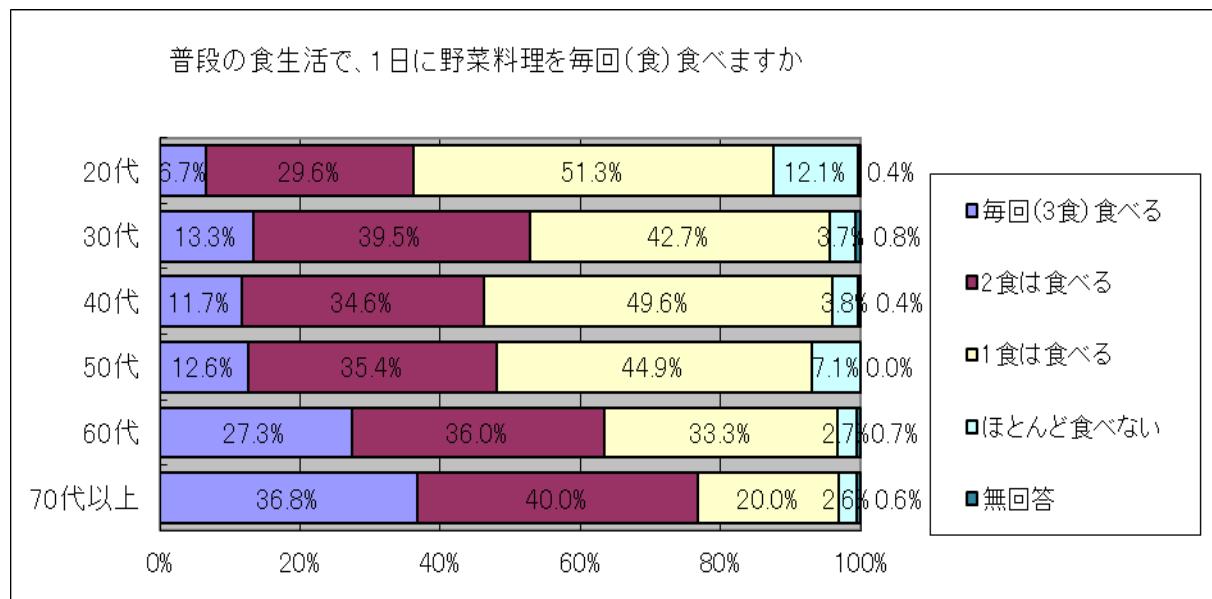
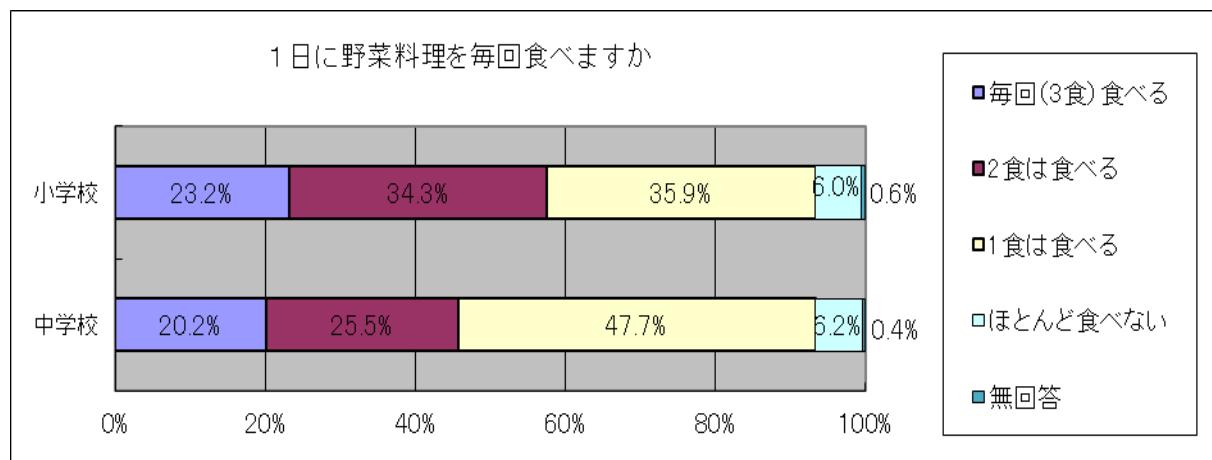
○共食*について



子どもでは、一週間に家族と一緒に食事を「ほとんど毎日する」と答えた小学生は 81.8%、中学生は 81.4%という結果でした。

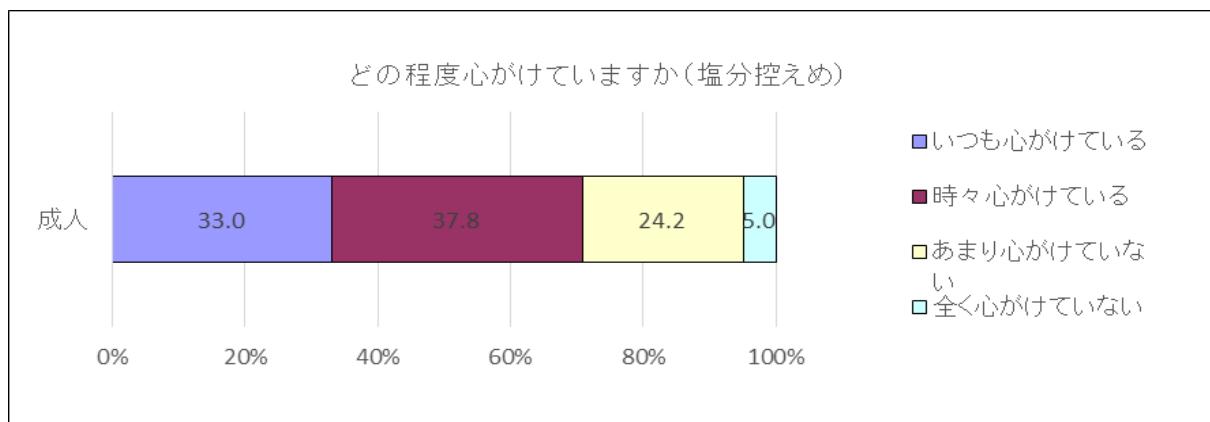
一方、「ほとんど一緒に食べない」と答えた小学生は 4.2%、中学生は 3.8%という結果でした。

○健全な食生活(野菜摂取・塩分控えめ・朝食摂取)について



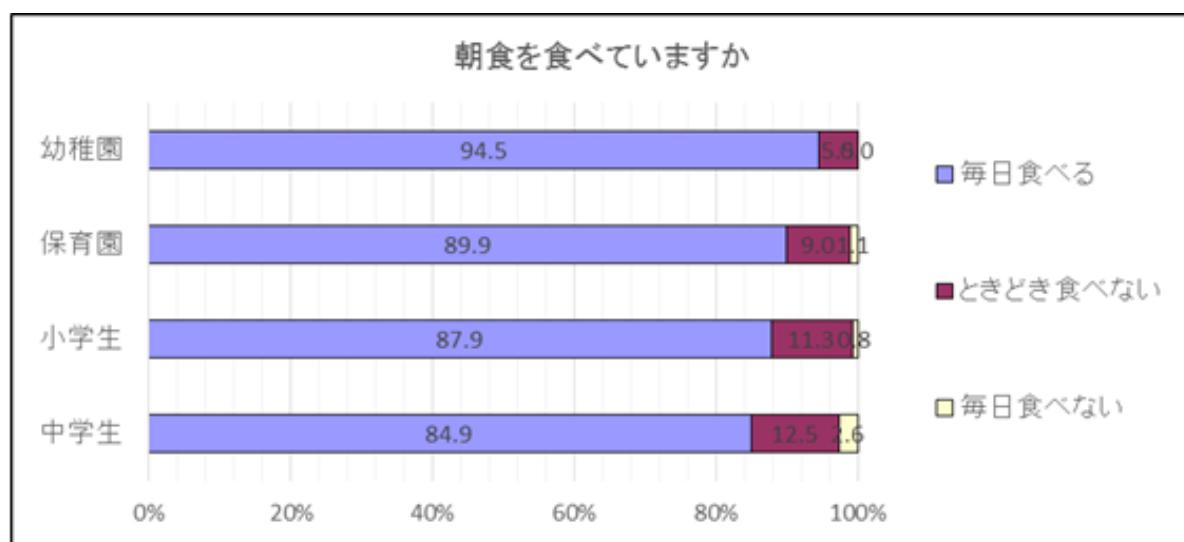
子どもでは、野菜料理を「毎回(3食)食べる」と答えた小学生は23.2%、中学生は20.2%と比較すると小学生の方が多い結果でした。また、「ほとんど食べない」と答えた小学生は6.0%、中学生は6.2%という結果でした。

成人では、野菜料理を「毎回(3食)食べる」と答えた人を年齢別で見ると、20代が6.7%と最も少なく、「ほとんど食べない」と答えた人も20代が12.1%と最も多い結果でした。子どもと比較して成人の方が野菜料理を毎回食べていると答えた人が少ない結果でした。

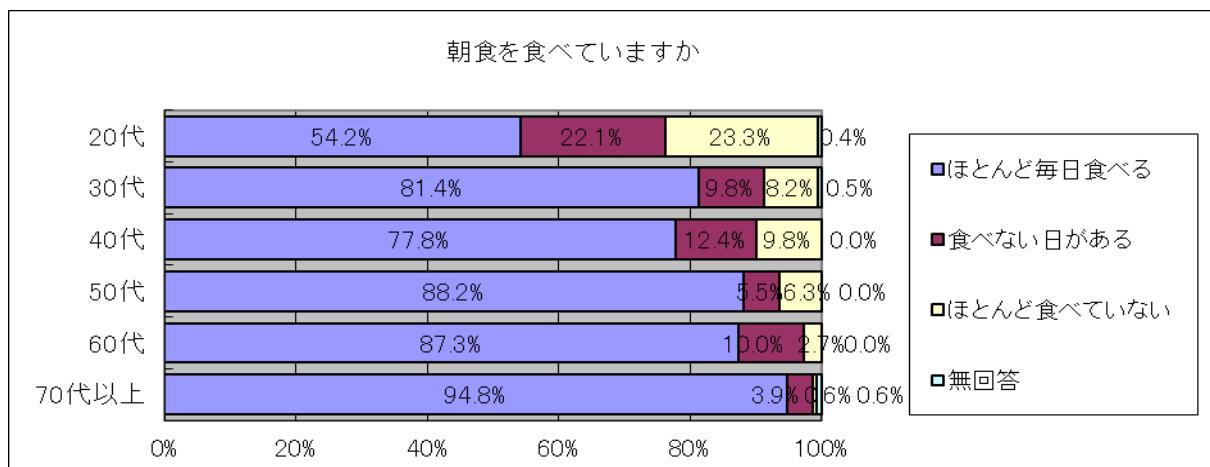


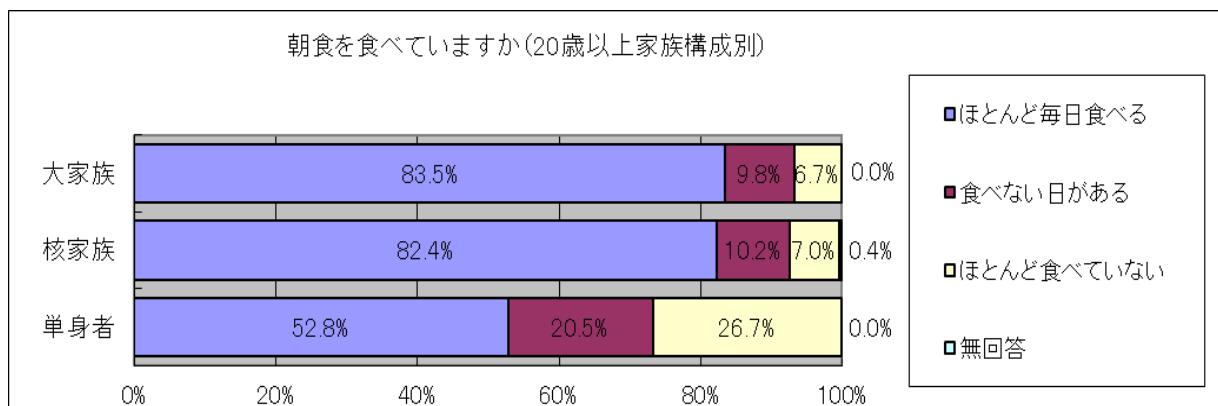
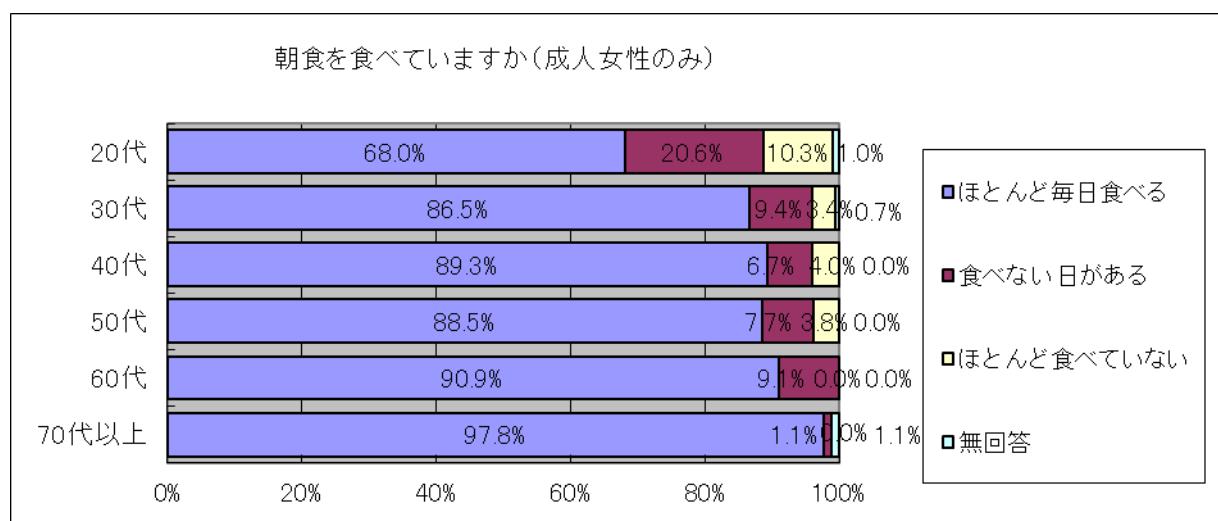
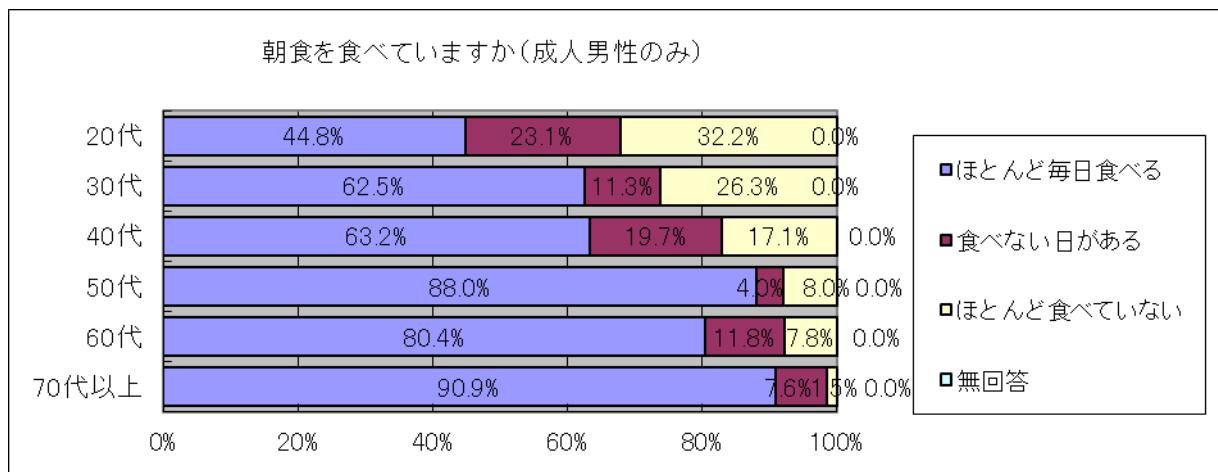
健康づくりに関する市民意識調査

塩分控えめについては、いつも心がけていると答えた成人は、33.0%という結果でした。



朝食等に関する実態調査

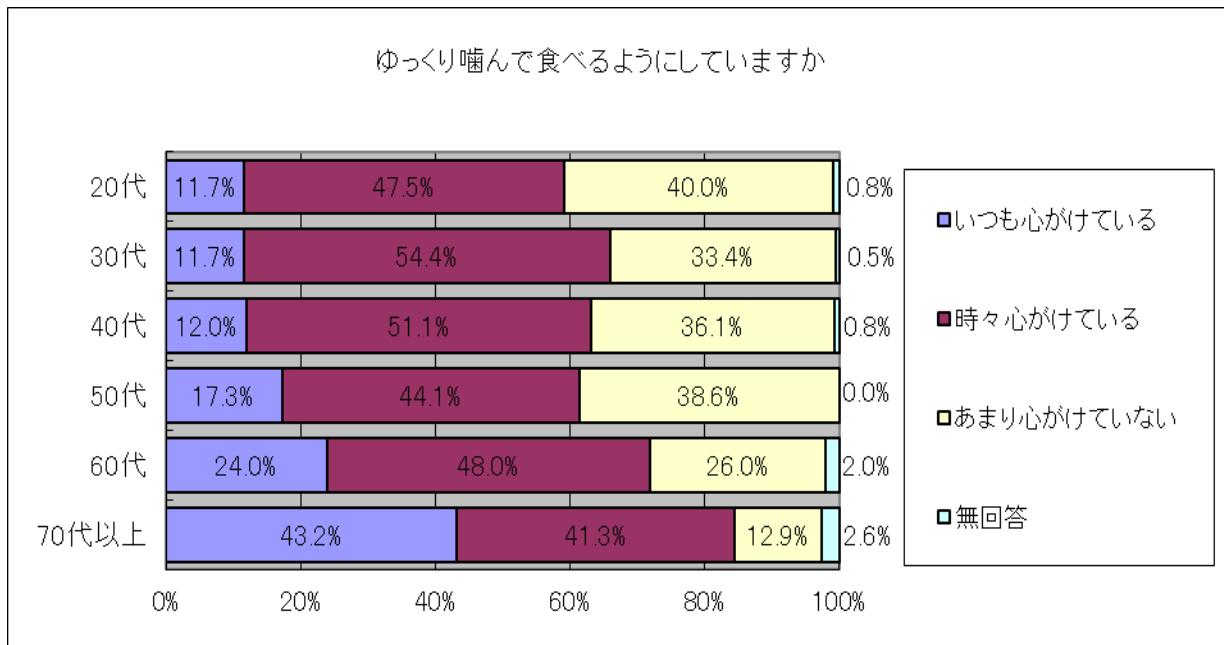




子どもでは、朝食を「ほとんど毎日食べる」と答えた人は、幼稚園児 94.5%、保育園児 89.9%、小学生 87.9%、中学生 84.9%と年齢が上がるにつれて少ない結果でした。

成人では、朝食を「ほとんど毎日食べる」と答えた人を年齢別で見ると、20代 54.2%と最も少ない結果でした。性別を比較すると男性は、女性に比べて朝食の摂食率が低い結果でした。

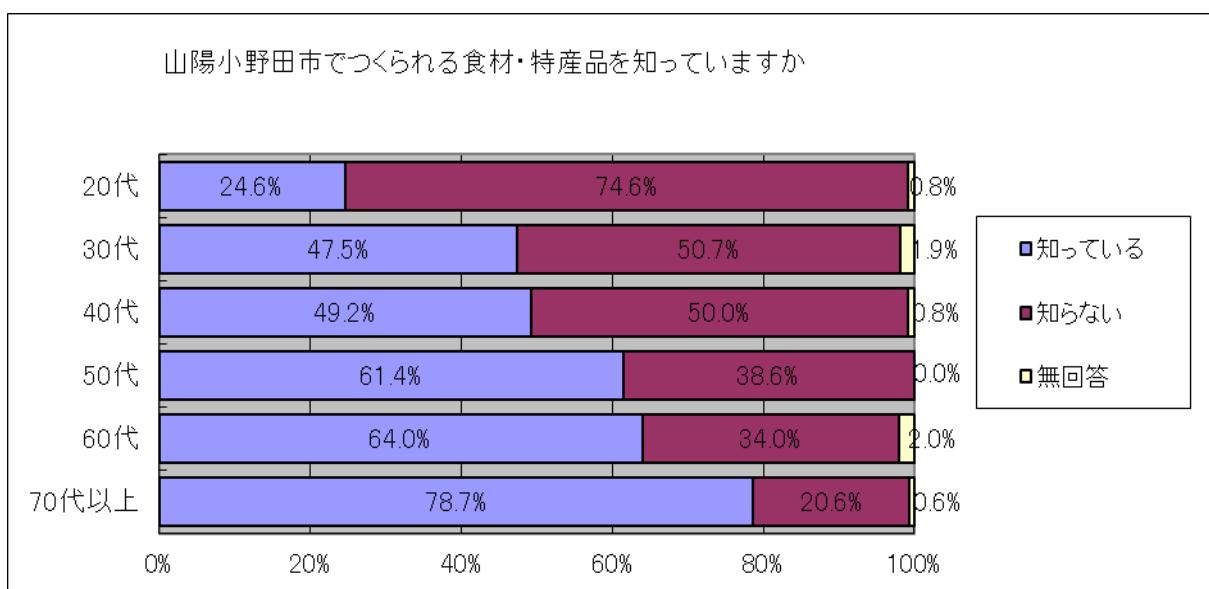
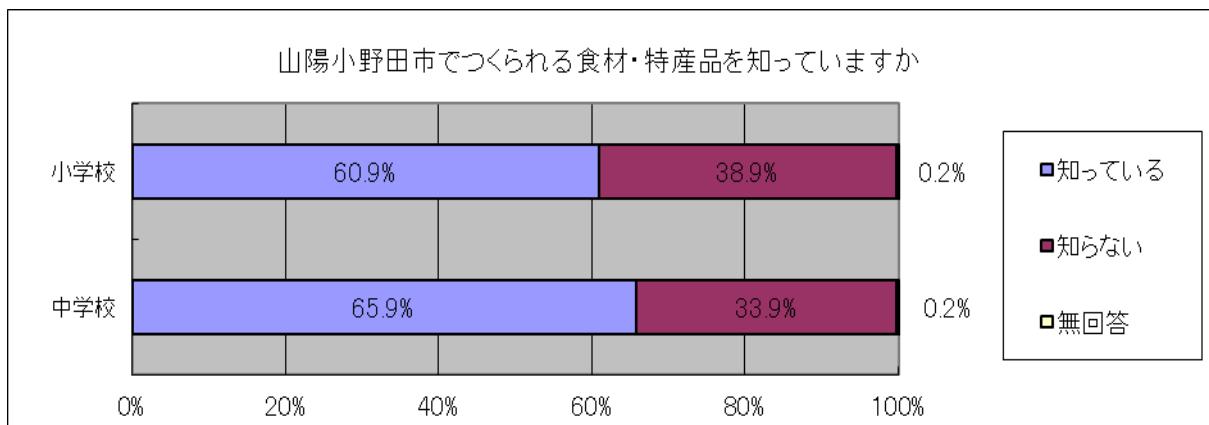
○噛むことへの意識について



成人では、ゆっくり噛むよう「いつも心がけている」と答えた人を年齢別で見ると、「いつも心がけている」と答えた人は、20代 11.7%、30代 11.7%、40代 12.0%と他の年代と比較して低い結果でした。



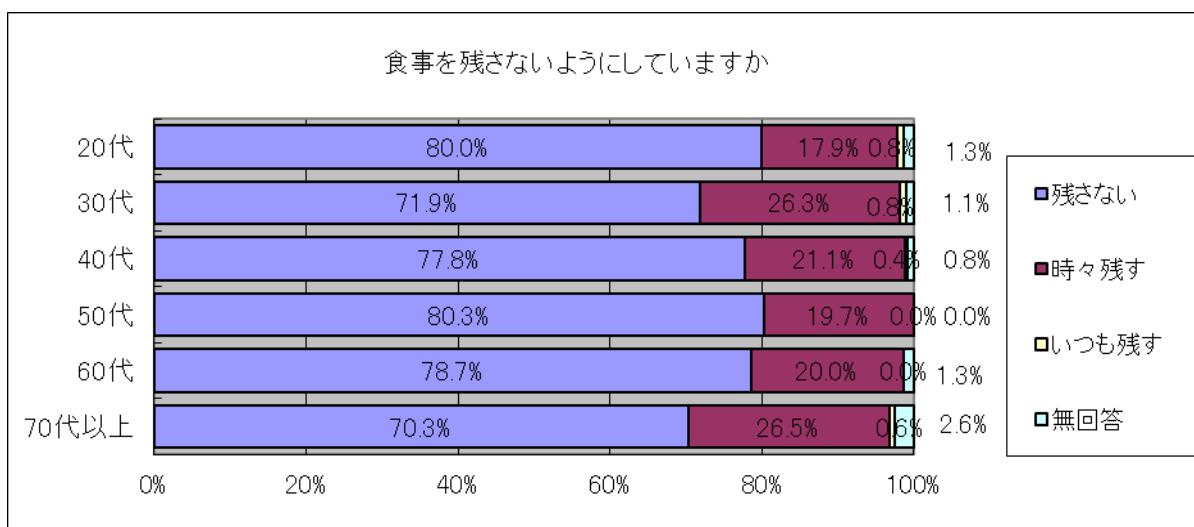
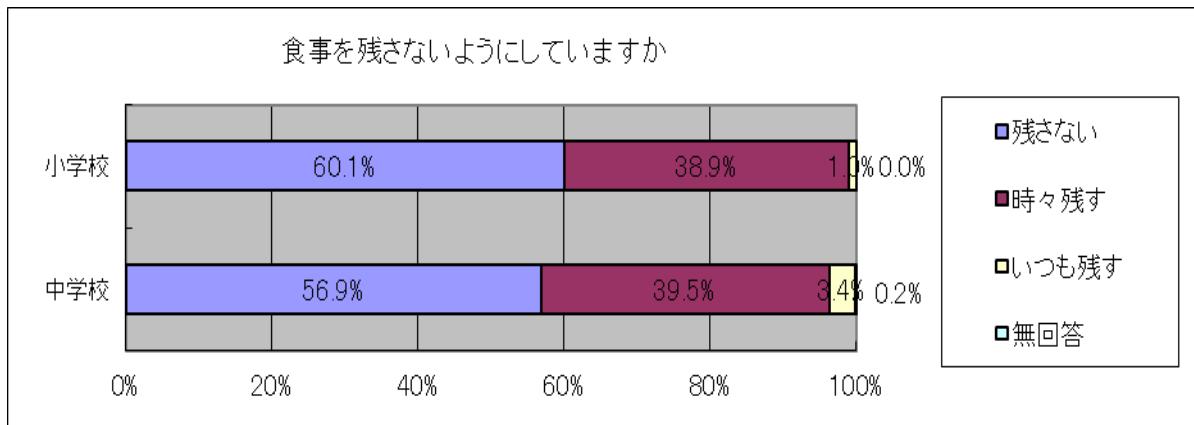
○地元でつくられる食材・特産品について



子どもでは、市でつくられる食材・特産品を「知っている」と答えた小学生は 60.9%、中学生は 65.9%と、小学生と比較すると中学生の方が多い結果でした。

成人では、市でつくられる食材・特産品を「知っている」と答えた人を年齢別で見ると、20 代が 24.6%と最も少なく、年齢を重ねるにつれ、増加する結果でした。

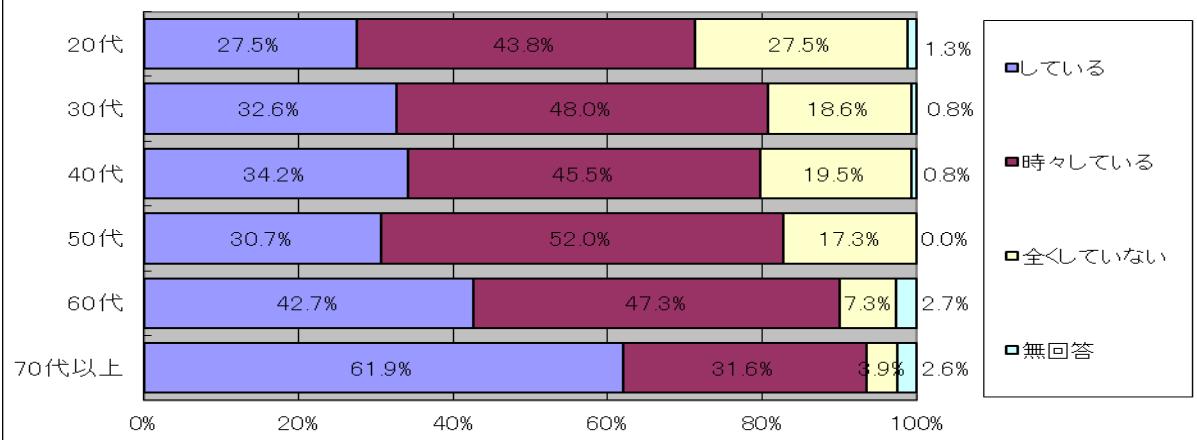
○環境への意識について



子どもでは、食事を「残さない」と答えた小学生は 60.1%、中学生は 56.9% と、小学生と比較すると中学生の方が少ない結果でした。

成人では、食事を「残さない」と答えた人を年齢別で見ると、「残さない」と答えた人は、50 代 80.3% と最も多い結果でした。

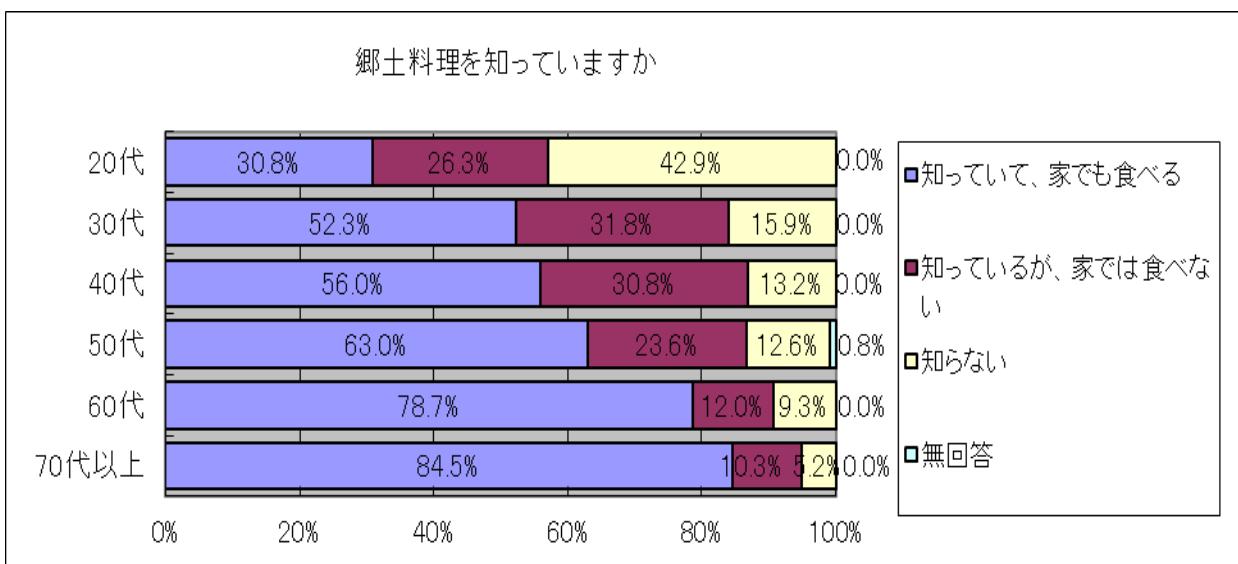
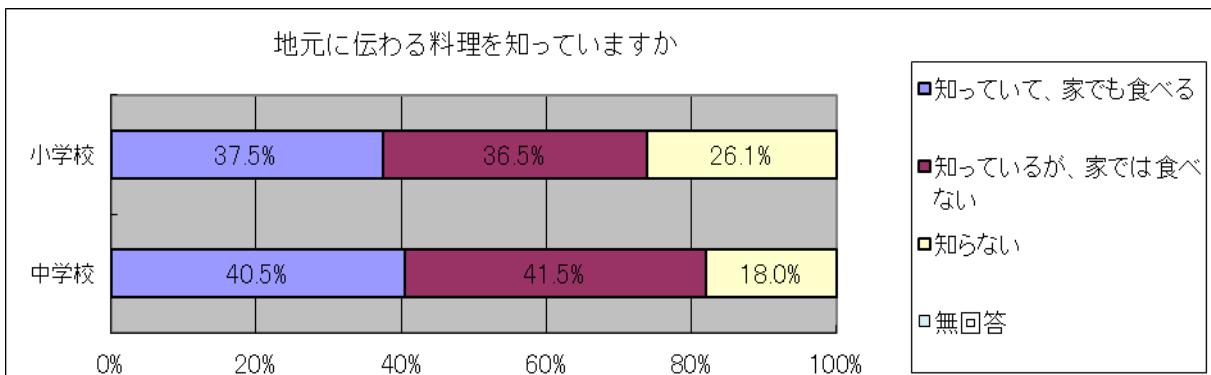
生ごみを減らす工夫(食材を買い過ぎない、食事を作り過ぎない、
生ごみを堆肥化するなど)をしていますか



成人では、生ごみを減らす工夫を「している」「時々している」と答えた人を合わせて年齢別で見ると、20代が71.3%と最も少ない結果でした。



○食文化について(郷土料理等)



子どもでは、地元に伝わる料理を「知っていて、家でも食べる」と答えた小学生は37.5%、中学生は40.5%と、小学生と比較すると中学生の方が多い結果でした。成人では、郷土料理を「知っていて、家でも食べる」と答えた人を年齢別で見ると、20代が30.8%と最も少なく、年齢を重ねるにつれ、増加する結果でした。

第3章 山陽小野田市における食育の方向

1 基本理念

第二次山陽小野田市総合計画の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」の実現に向け、「スマイルシティ山陽小野田」のキャッチフレーズのもと、本計画を推進することで、食を通じて笑顔が広がるまちを目指します。そのためにも、歴史・産業・教育・文化・自然といった地域資源など、本市の特性を活かしながら、市民一人ひとりが食に関心をもつこと、食を切り口として市民や関係団体がつながることで「協創」によるまちづくりを推進し、健やかな身体と豊かな心を育むことが必要と考えます。

本計画においては、子どもからお年寄りまで、全ての市民が住み慣れた地域で希望をもち、健やかに暮らせるよう、ライフステージごとの食課題に応じて、家庭、学校、地域等が連携を図り、若い世代から主体的に食育に取り組む環境づくりの実現を目指していきます。また、食育に特化した産学官の連携による新たな人材育成や農林漁業の発展を目指して、基本理念を次のように設定します。

【基本理念】

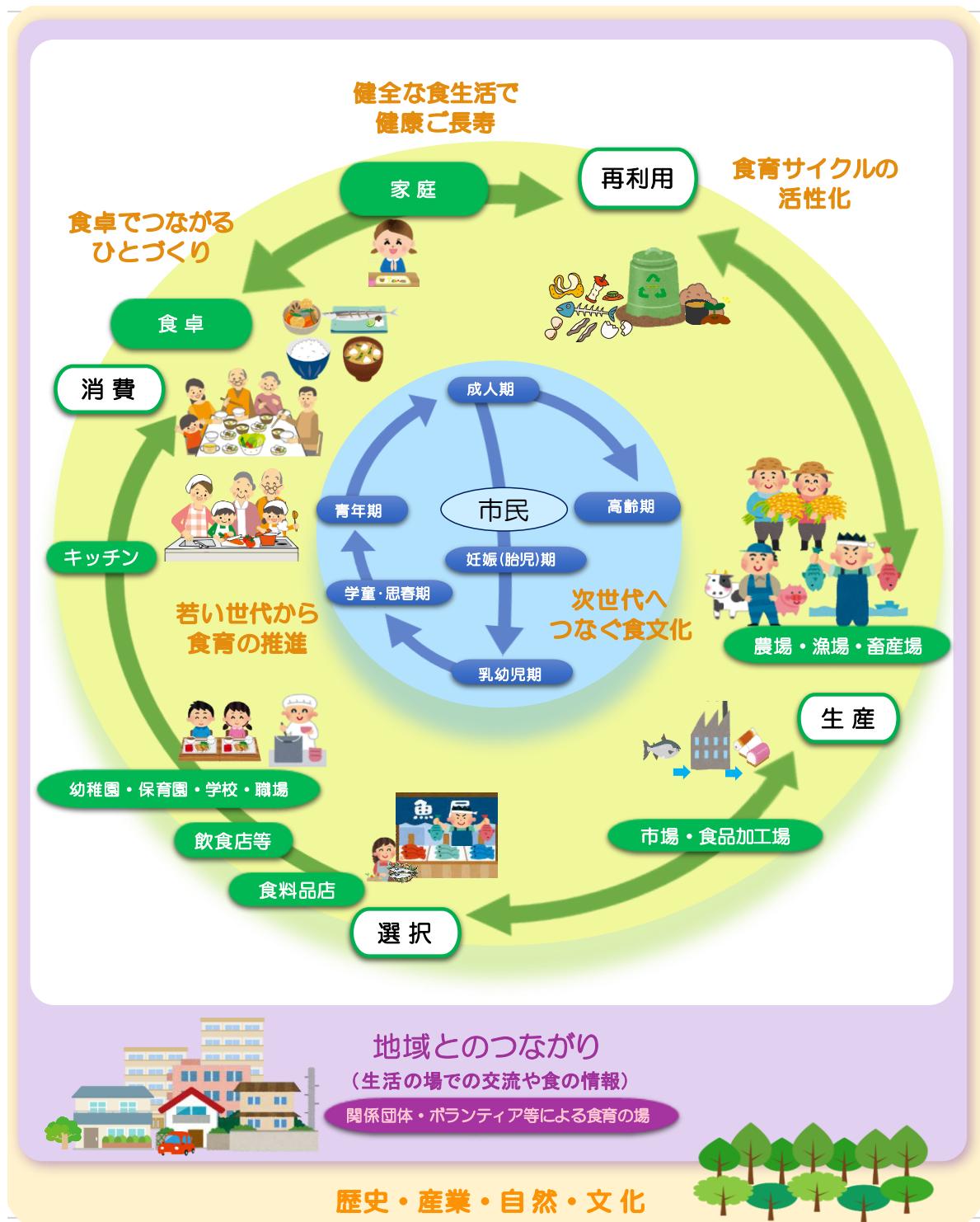
食でつながる ひとつづくり まちづくり

また、基本理念のイメージを次のように表現します。

【基本理念】

食でつながる ひとづくり まちづくり

基本理念のイメージ



2 山陽小野田市の食の重点施策

健全な食生活で健康ご長寿

健康寿命※の延伸は、だれもが生涯にわたり、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりの実現に向けた市民全体の課題です。日々の食生活の習慣による、大腸がんや胃がん、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病※への影響も少なくありません。生活習慣病※の発症・重症化の予防や改善につながる健全な食生活を実践できるよう、又、ライフステージの食課題を改善できるよう、市民、関係機関等様々な関係者が連携を図り、健康ご長寿の実現を目指します。

若い世代から食育の推進

幼少期から青年期にかけては、健全な食生活を身に付け、食習慣を形成する基礎となる重要な時期であり、20歳代や30歳代はこれから親になる世代でもあることから、食に関する知識や取組を次世代に伝えつなげていく大切な存在となります。若い世代が食に関心をもち、主体的に健全な食生活を実践し、食を楽しむことができる環境づくりも必要と考え、こうした世代に対する食育の推進が未来の山陽小野田市の食育へとつながるため、学校や関係団体等と連携を図り、若い世代を中心とした食育を推進します。

食卓でつながるひとづくり

少子高齢化や世帯構造の変化により、核家族世帯や単身世帯が増加し、家庭環境が多様化する中で、欠食や食事の簡素化等の傾向がみられます。また、単身者の孤食※など家庭や個人の努力のみでは健全な食生活の実践が困難な状況がうかがえます。そのため、地域や関係団体が、市民と連携・協働を図りつつ、共食※の場を増やすなど単身者だけでなく、地域共生社会の観点から、子ども、高齢者、障がい者を含む全ての市民が充実した食生活を実践できるよう食卓でつながるひとづくりを目指します。

食育サイクルの活性化

食に対する感謝の念を深めていくため、食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、生産者をはじめとした多くの関係者により食が支えられていることを理解することが大切です。また、食品ロス※により環境への負荷を生じさせていることから、食品廃棄物の発生抑制を推進するなど環境に配慮することが必要です。農林水産体験や生産者等との交流の場を増やすことで、生産から消費までの一連の食の循環を意識しつつ、食品ロス※の削減への意識を高め環境に配慮した食育を推進し、食育サイクルで食の活性化を目指します。

次世代へつなぐ食文化

地元の食材や郷土料理を家庭で食べることは食育の基本であるため、食育活動を通じて、郷土料理や伝統食材、食事の作法、また、和食など伝統的な食文化に関する市民の関心と理解を深めることが必要です。地域全体で伝統的な食文化の保護・継承を推進し、食文化を次世代につないでいきます。



3 市民の目指す姿

本計画では、市民と関係機関・関係団体と行政が連携して推進するため、市民の目指す姿を次のようにします。

健全な食生活で 健康ご長寿	毎日朝食を食べましょう 主食・主菜・副菜をそろえましょう 減塩に心がけましょう ゆっくりよく噛んで食べましょう
若い世代から 食育の推進	「早寝早起き朝ごはん」に心がけましょう 食に関心をもち、主体的に食育に取り組みましょう
食卓でつながる ひとつくり	食卓を家族団らんの場にしましょう 地域の会食の場に積極的に参加しましょう
食育サイクルの 活性化	農林漁業を体験して生産者と交流しましょう 地元の食材や旬の食材を選択しましょう 「もったいない」を意識して食に感謝しましょう
次世代へつなぐ 食文化	地元に伝わる料理を取り入れましょう 料理する機会を増やしましょう 日本型食生活*(和食)を伝承しましょう

第4章 山陽小野田市の食育の総合的な推進

1 家庭における食育の推進

関連重点施策 健全な食生活で健康ご長寿
若い世代から食育の推進
食卓でつながるひとづくり

(関連する目標指標 2・4・5・7・8・9・10・11・13)

※関連する目標指標一覧はP47 参照

食に関する情報や知識等については、従来から家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきました。

しかし、社会環境の変化や生活習慣の多様化などにより、家庭における健全な食生活の実践等が十分ではなくなり、健康寿命^{*}の延伸の観点からも家庭における日々の食生活を見直す必要が生じていることから、次世代に伝え、つなぐ食育の推進がこれまで以上に重要となっています。

(1)妊産婦への食育

近年、若い女性において食事の偏りや痩身傾向の者の増加等、健康上の問題が指摘されており、妊娠前の体格や妊娠中の体重増加が低出生体重児の出現に影響を与えているといわれています。このため、妊娠期からの適切な体重管理や、バランスのよい食事を摂ることが大切です。

妊産婦一人ひとりの状態を踏まえ、食を含めた生活全般、体や心の健康にも配慮したきめ細かいサポートを行います。

(2)乳幼児期の食育

子どもたちが、健全な食習慣や知識を習得することは、生涯にわたって健全な食生活を実践していくために重要です。また、核家族化や少子化の進行などライフスタイルの変化に伴い、乳幼児を取り巻く環境や食に関する問題も変化しています。このため、授乳期・離乳期・幼児期は子の健康にとって極めて重要な時期であり、心身機能や食行動の発達が著しい時期であることから、乳幼児の発達段階に応じたサポートを行います。

(3)学童期・思春期の食育

近年、子どもたちを取り巻く社会環境の変化等に伴い、偏った栄養摂取、朝食欠食、野菜摂取不足等の食生活の乱れや肥満・痩身傾向が見られるなど、食に起因する健康課題が懸念されています。そのため、子どもたちが知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」を身に付けていくためには、その基盤となる健全な食生活の実践や睡眠時間の確保といった規則正しい生活習慣の確立が必要です。

こうしたことから、全ての教育の出発点である家庭での家族のふれあいは、子どもが様々な生活習慣を形成する上で重要な役割を担っていると考えられます。家族がそろって食事をすることや「早寝早起き朝ごはん」の推進等、家庭、学校、地域が連携して、子どもの基本的な生活習慣の形成に向けて取り組みます。

(4)青年期・成人期の食育

男性は20歳代から、女性は40歳代から肥満が増加傾向にあるなど様々な健康課題が浮き彫りとなり、朝食欠食、野菜摂取不足、塩分の過剰摂取などの食課題が要因の一つとなっています。特に、青年期からの食への関心を高め、主体的に取り組むことが必要です。

食への関心を高め、生活習慣病※の発症・重症化の予防や改善に向けて、健全な食生活を実践できるよう取り組みます。

(5)高齢期の食育

要支援・要介護状態を予防するため、低栄養状態のおそれのある高齢者等への栄養改善を図ることが必要です。

高齢者の意識が高まるよう、食生活の改善に向けた普及啓発等に取り組みます。また、調理が困難な場合は、その対策として配食サービスの利用等を含めて情報提供を行います。

事業例)

マタニティスクール、育児学級、幼児食に向けてのステップアップ教室、もぐもぐはかせ教室、ミニしょくいくはかせ教室、ねたろう食育博士養成講座、糖尿病予防教室、野菜摂取増加プロジェクト、減塩プロジェクト、介護予防教室、健康教育、食育レシピ集の作成 など



キッズキッチン(スマイルキッズ内)での食育教室の様子

2 学校、保育園等における食育の推進

関連重点施策 健全な食生活で健康ご長寿
若い世代から食育の推進
食卓でつながるひとつづくり

(関連する目標指標 2・5・6・7・8・9・11・17)

※関連する目標指標一覧はP47 参照

子どもの頃に身に付いた食習慣を大人になって改めにくいこともあります。乳幼児期や学童期は、食べることの基本を身に付け、「食を営む力」の基礎を培う大変重要な時期です。このため、子どもの成長に応じた健全な食習慣が形成されるよう食育を推進していく必要があります。

偏った栄養摂取や朝食の欠食、孤食^{*}などの状況が見受けられる中、子どもたちが「いただきます」という食べ物への感謝の気持ちをもち、食の大切さや楽しさを実感できる環境づくりを進めていくことが重要です。

学校、保育園、幼稚園等の給食を通した指導や食育の推進は、望ましい食習慣の定着や食を通じた豊かな人間性の育成などを図る上で重要な役割を担っています。

(1) 食に関する指導の充実

学校における食育を推進していくためには、各学校において、組織的かつ継続的、体系的な指導を行っていくことが必要です。そのためには、給食の時間、特別活動、各教科等の様々な教育の内容を関連付け、体系的、計画的に指導を進めるよう栄養教諭をはじめとする全教職員が、食育についての正しい理解・認識をもち、連携して食育に取り組みます。

また、家庭科や学校行事における調理実習等の体験を通して、児童生徒が食に関する正しい知識や技能を習得できるようにするとともに、生産者や関係機関等と連携しながら食に関する体験的な活動等の充実を図ります。これらの取組みが家庭での実践につながるよう、学校の取組状況等を積極的に情報提供し、保護者や地域との連携・協力体制をつくるよう努めます。

(2)学校給食の充実

①生きた教材としての魅力のある献立の作成

学校給食の献立は、栄養教諭等が、積極的に地場産食材を活用したり、教科等の指導との関連を図りながら、栄養バランスのとれた給食となるよう工夫して作成します。

②給食時間における指導の充実

給食時間は、準備、会食、後片付け等の一連の指導を、実際の活動を通して繰り返し行うことができるという大きな特長があります。また、献立等の工夫により、教科等と関連付けた指導が可能であり、「食事」という体験を通して、教科等で得た知識を具体的に確認したり深めたりすることで、学習効果を高めることができます。これらの特長を生かしながら、学級担任、栄養教諭・学校栄養職員等が中心となって、児童生徒が食に関する正しい知識や健全な食生活、食事のマナー等を身に付けるとともに、食べ物や食に関わる人々に対する感謝の念を醸成していくよう、指導の充実を図ります。

(3)食育を通じた健康状態の改善等の推進

児童生徒をとりまく生活環境・食環境の変化に伴って、児童生徒の健康状態や偏った栄養摂取、朝食欠食、野菜摂取不足等栄養状態も多様化しており、肥満、過度の痩身、生活習慣病※の若年化等の課題が指摘されています。このような中で、児童生徒が、食に対する正しい知識と食品を選択する能力等を身に付け、家庭での実践を図れるように、学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等と保護者が連携しながら、食に関する指導の充実に努めます。

また、食物アレルギー等を有する児童生徒に対して、個別的な相談指導ができるよう、校内の体制整備と学校医・関係機関等との連携に努めます。

(4)就学前の子どもに対する食育の推進

保育園や幼稚園で食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味・関心を育むことができるよう、子育て支援事業等を通して食育に対する取組を進めています。

保育園は、乳幼児が 1 日の生活時間の大半を過ごすところであり、食事は空腹を満たすだけではなく、人間的な信頼関係の基礎をつくる場でもあります。保育士による援助や他の子どもとのかかわりを通して、豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べる体験を通して、子どもの食への関心を

育み、食を営む力の基礎を培う「食育」を実践していくことが重要です。今後も、保育園や幼稚園に対し、全職員の協力のもと、保育計画等に連動した「食育計画」の作成を支援していきます。

給食だよりの配布や給食の実物の展示、保育参加時の講演会、親子クッキング等を通じて保護者が食育に関心がもてるよう意識啓発を行い、家庭からの食に関する相談に応じ、助言・指導ができるよう体制整備を推進していきます。

また、在宅での子育て家庭に対する食に関する支援や地域と連携した食育活動の積極的な展開を促進します。

(5)子どもの育成支援における共食^{*}等の食育推進

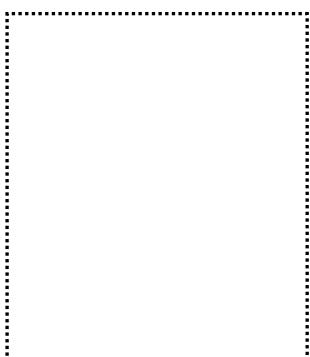
子どもの健全な食事のあり方として、家族がそろって食事をすることが家族の絆を深める上でも重要であることから、保育園や地域子育て支援拠点、幼稚園等での食育を通じて、共食^{*}の意義を保護者に理解してもらうよう努めます。

(6)高校や大学における食育の推進

幼稚園、保育園、小学校、中学校で実施した食育の取組を継続し、健全な食生活の実践するため、主体的に取り組むことができるよう、高等学校や山陽小野田市立山口東京理科大学等においても、地域と連携し、積極的にその環境づくりを進めています。

事業例)

親子食育料理教室、学校給食センター見学会、試食会、食育だより等の発行、給食実物展示、食育講演会 など



保育園での食育の様子



学校給食の様子



大学での食育講演の様子

3 地域における食育の推進

関連重点施策 健全な食生活で健康ご長寿
若い世代から食育の推進
食卓でつながるひとづくり

(関連する目標指標 2・3・4・5・7・8・9・10・11)

※関連目標指標一覧はP 47 参照

心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らしていくためには、人生の各段階に応じて、一貫性・継続性のある食育を推進することが求められており、特に、生活習慣病※を予防し健康寿命※を延伸する上では、健全な食生活が欠かせません。

このため、家庭、学校、保育園・幼稚園、食生活改善推進員※を含むボランティアや生産者等と連携して、生活習慣病※の予防や生活習慣の改善をはじめとした健康づくりにつながる健全な食生活の推進を行います。

また、単身者や高齢者のみの世帯、ひとり親家庭の子どもなど、家庭だけでは健全な食生活の実現が困難な場合もあることから、地域で行われる取組が一層重要となっています。生活習慣病の予防と合わせて、家庭における食育に資するよう、地域における食育を推進します。

(1)健康寿命※の延伸につながる食育推進

生活習慣病の発症・重症化の予防や改善に向けて、健全な食生活を実践できるよう食育を推進するとともに、健康寿命※の延伸を図ることを目的とした「第2次山陽小野田市健康増進計画」に基づいて、関係団体と協力し、生活習慣の改善及び取り巻く環境を整備します。

(2)歯科保健活動における食育推進

健全な食生活の実現に向けて、口腔機能が十分に発達し維持されることが重要であることから、関係団体と一緒に「8020運動」の推進を行い、乳幼児から高齢者までの各ライフステージに応じた食べ方の支援や摂食・嚥下等の口腔機能の維持・向上等、歯科保健分野からの食育を推進します。

(3) 栄養バランスのとれた食生活の実践の推進

市民一人ひとりが自分に合った食事量やバランスのとれた内容の食事を摂取し、健全な食生活を実践するため、「食事バランスガイド*」等を活用し、関係団体等と連携した取組を促進します。また、若い世代から調理の経験を重ね、自ら食を選択し、調理することで、食の自立を支援します。

(4) 地域の共食*の推進

単身者や高齢者のみの世帯、ひとり親家庭の子どもなどにもみられる孤食*は、家庭でコミュニケーションをとれないだけでなく、食事が簡素化することで健全な食生活の実現が困難になる傾向にあります。このため、地域で一体的に共食*の推進に取り組みます。

(5)若い世代に対する食育推進

若い世代での健全な食生活の実践につながるよう、学校において児童生徒に対する食に関する指導の充実を図るとともに、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学等で継続した指導が行えるよう、異校種間の連携した取組を進めています。

(6)専門的知識を有する人材の養成・活用

市民一人ひとりが食に関する知識をもち、自らこれを実践できるようにするため、食生活や健康づくりに関する専門的な知識をもつ管理栄養士や栄養士の養成支援を行うとともに、その人材を活用した食育活動の推進に取り組みます。

事業例)

飲食店ヘルシーメニュー・減塩メニューの提供、子ども料理教室、男性料理教室、初心者料理教室、弁当づくり教室、朝食レシピ募集・紹介、虫歯予防教室、地域会食会、ねたろう食育ネットワーク、管理栄養士養成校の学生実習受入 など

4 食育推進運動の展開

(関連する目標指標 1・13)※関連する目標指標一覧はP47 参照

関係団体やボランティア等、食育に係る関係者が主体的かつ多様に連携・協働して地域レベルのネットワークを構築し、多様な食育推進運動を引き続き展開していくことが必要です。

特に、若い世代に食育への関心を持ってもらうため、マスコミやインターネット等を効果的に活用することや、市民自らが食育の推進に積極的に携わることができますようにボランティアの取組支援などを行います。

(1)ボランティア活動への支援

地域で活動している食生活改善推進員^{*}や食育の推進に関わるボランティア等の食育活動に参加する市民が増加するよう支援します。

(2)食育推進運動の展開における連携・協力体制の確立

行政をはじめ、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等関係者が連携し、情報や意見の交換、取組の促進を図ります。

(3)食育推進運動に資する情報の提供

食育月間^{*}や食育の日^{*}を中心とした食に関する様々なイベントにおいてマスコミやインターネット等各種広報媒体を活用することで、市民に対して、食育の意義や必要性について広く周知し、知識や実践の定着に努めます。

事業例)

ボランティア養成講座、ボランティア研修会、市ホームページの活用、市広報の掲載、食育ツールの作成 など

5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

関連重点施策 食育サイクルの活性化

(関連する目標指標 6・12・14・15・16)

※関連する目標指標一覧はP47 参照

生産者と消費者が交流し、お互いの顔が見える関係を構築し、理解を深めることで、県産や市内産農林水産物の需要拡大や生産拡大、農山漁村の活性化を図る必要があります。

また、農林水産物に対する新鮮・安心・安全志向が高まる中、県内及び市内の身近な農林水産物を県内及び市内で消費する「地産・地消」の取組が一層重要になっており、産地から食卓までの距離(フードマイレージ*)を短縮し、食料の輸送に要するエネルギーを軽減できるため、地球環境の保全という点からも注目されています。

さらに、生産者や事業者、消費者等がスクラムを組んで「地産・地消」や食品ロス*の削減に取り組むことで、環境と調和のとれた農林漁業・農山漁村の活性化に資することが期待されます。

(1)農林漁業者等による食育推進

農山漁村の暮らしの中で培われた知恵・技、文化の継承活動や、関係団体等と連携した農林漁業に関する体験の機会を積極的に提供することにより、農林漁業・農山漁村への関心を高めます。

(2)子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供

子どもが、産地見学や生産者との交流、農林漁業を体験することで、自然や農林漁業生産に理解を深め、食への感謝も育むことで、農林漁業・農山漁村への理解を促進します。

(3)地産・地消の推進

①生産、流通・加工、消費が協働した県産や市内産農林水産物の需要拡大
生産者と消費者の結びつき強化や、県産及び市内産農林水産物の積極的なPRなど、市民が新鮮で安心・安全な県産及び市内産農林水産物を

選ぶことができる取組を着実に推進し、県産及び市内産農林水産物の需要拡大に努めます。

②学校給食における地場産物の使用促進

学校給食の食材として、地場産の農林水産物の使用を促進することは、食料生産等に対する子どもの関心と理解を高めるだけでなく、地産・地消^{*}による地場産の農林水産物の需要拡大という観点でも高い効果が期待されます。こうしたことから、学校、生産者、生産者団体、加工業者、流通業者等の連携を強化し、学校給食への地場産農林水産物の供給が円滑に行われる体制を整備するとともに、県産及び市内産の米、麦、大豆を使用したご飯、パン、麺、豆腐や副食における農林水産物の使用を推進していきます。

(4)食品ロス^{*}削減を目指した運動の展開

市民、事業者、関係団体等と連携・協働し、家庭や外食等での食品ロス^{*}を削減する取組を全市的に展開していきます。

(5)食品関連事業者等における食育推進

食品関連事業者等は、広く消費者と接点を有していることから、県産及び市内産原料使用の表示など市民にわかりやすい情報の提供や、食に関する知識の普及啓発といった食育の推進のための取組に努めます。

健康で豊かな食生活を支える役割を担う食品関連事業者等と連携して、信頼関係を築き、「顔が見える関係づくり」を進めるとともに、消費者に対して、商品やメニュー等食に関する情報提供、工場・店舗の見学等の取組を推進します。

事業例)

産地見学会、工場・店舗見学会、学校給食の地場産物の活用、食べきり協力店の拡大、緑のカーテンの推進、3010運動の推進、県産・市内産表示、販売店での対面販売、出前講座など

6 食文化の継承のための活動への支援

関連重点施策 次世代へつなぐ食文化

(関連する目標指標 13・17・18)

※関連する目標指標一覧はP47 参照

平成25年12月、「和食：日本人の伝統的な食文化」がユネスコの無形文化遺産^{*}に登録されたように、我が国の豊かで多様な食文化は世界に誇ることができるものです。

しかしながら、国民のライフスタイル、価値観、ニーズが多様化する中で、和食の基本形である一汁三菜の献立をベースとした「日本型食生活^{*}」や、家庭や地域等で継承されてきた特色ある食文化が失われつつあります。

このため、学校、家庭、地域等が連携しながら、食文化継承のための活動が適切に行われるよう支援します。

(1)ボランティア活動等における取組

地域で活動している食生活改善推進員^{*}等のボランティアが実施する親子料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理を取り入れるとともに、食事の作法や食文化の普及と次世代への継承の取組を推進します。

(2)給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用

我が国や郷土の伝統的な食文化について、子どもが興味・関心をもって学ぶことができるよう、地域の実情に応じて工夫しながら魚食推進も含めた和食、郷土料理、行事食等を、給食の献立に積極的に取り入れ、食に関する指導に活用できるように努めます。

また、給食試食会や親子料理教室等の行事において、和食や郷土料理等をテーマに取り上げ、家庭や地域等においても食文化を継承できるよう啓発活動を進めます。

(3)専門調理師等との連携

地域に根ざした豊かな食文化を醸成するとともに、地産・地消^{*}の取組を進めるため、高度な調理技術を備えた専門調理師等との連携を図ります。

(4) 関連情報の収集と発信

食育推進運動の一環として、食文化の普及啓発に係る国や関係団体の取組等について、情報収集及び情報提供に努め、食文化の継承に向けた機運の醸成を図ります。

事業例)

郷土料理教室、お魚教室、和食の基本や地産・地消^{*}料理教室、
学校給食での行事食や郷土料理の導入 など



ちしゃなます



けんちょう



ぬた



7 食品の安全性に関する情報提供等

(関連する目標指標 1)※関連する目標指標一覧はP 47 参照

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識をもち、自らの判断で食を選択していくことが必要です。

(1)食品の安全性や栄養等に関する情報提供

市民の食に対する信頼の確保に向け、県の取組や食の安心・安全に関する様々な情報を積極的に発信します。

(2)食品表示の見方に関する情報提供

市民が食品を選択する能力を身につけるため、原材料、産地、栄養成分表示などの見方に関する情報提供を行います。



第5章 山陽小野田市の食育推進の目標

1 目標指標と目標値

1 食育に関心をもっている市民の割合

食育を市民運動として推進し、成果を上げるために、市民一人ひとりが自ら実践を心がけることが必要なため、まずはより多くの市民に食育に関心をもってもらうことが欠かせません。このため、食育に関心をもっている市民の割合について次のとおり目標を設定します。

目標指標	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)
食育に関心をもっている市民の割合	大人 57.9%	増やす

2 ほとんど毎日家族と一緒に食事をしている子どもの割合

誰かと食事をする機会のない高齢者の割合

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点でもあり、共食※を通じて食の楽しさを実感し、食や生活に関する基礎を習得する機会にもなります。このため、共食※をする機会のない市民の割合について次のとおり目標を設定します。

目標指標	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)
ほとんど毎日家族と一緒に食事をしている子どもの割合	子ども 81.6%	増やす
誰かと食事をする機会のない高齢者の割合	高齢者 20.2%	減らす

3 地域にいるさまざまな人が集える共食※の場に参加したい市民の割合

ひとり親家庭や高齢者の一人暮らしが増えなど、家族の状況や生活の多様化により、家族の共食※が困難な人も増えています。共食※によりコミ

ユニケーション等を図りたい人にとっては地域や所属するコミュニティ等を通じて共食*する機会をもつことは重要です。このため、地域等で共食*したいと思う市民の割合について、次のとおり目標を設定します。

目標指標	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)
地域にいるさまざまな人が集える共食の場に参加したい市民の割合	大人 62.0%	増やす

4 朝食を欠食する市民の割合

朝食を食べることは基本的な生活習慣を身に付ける上で重要であり、特に若い世代は食育をつなぐ大切な扱い手です。このため、20 歳代及び 30 歳代の男性について、次のとおり目標を設定します。

目標指標	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)
朝食を欠食する市民の割合	20 代男性 55.3% 30 代男性 37.6%	40%以下 30%以下

5 毎日朝食を食べる園児・児童生徒の割合

成長期にある子どもたちにとって、健全な食生活を営むことは健康な心身を育むためにも欠かせないものであるとともに、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼします。このため、毎日朝食を食べる子どもの割合について次のとおり目標を設定します。

目標指標	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)
毎日朝食を食べる園児・児童生徒の割合	幼稚園児 92.0% 保育園児 91.5% 小学生 87.9% 中学生 84.9%	100%

6 学校給食における地場産物を使用する割合

学校給食に地場産物を使用することは、子どもたちが食材を通じて地域の自然や文化、産業等への理解を深めるとともに、生産や調理等に携わる人々や食べ物への感謝の念を育む上で重要であるほか、地産・地消※の有効な手段です。このため、学校給食に地場産物を使用する割合について、次のとおり目標を設定します。

目標指標	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)
学校給食における地場産物を使用する割合	県内産 80.3% 市内産 11.7%	増やす

7 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日食べている市民の割合

生涯にわたって心身の健康を確保しながら健全な食生活を実践するためには、市民一人ひとりが栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要です。このため、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を栄養バランスに配慮した食事の目安とし、1 日 2 回以上ほぼ毎日食べている市民の割合について、次のとおり目標を設定します。

目標指標	現状値	目標値 (2023 年度)
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日食べている市民の割合	—	増やす

8 毎食野菜料理を食べる市民の割合

生涯にわたって心身の健康を確保しながら市民一人ひとりが生活習慣病※を予防し、また、重症化を予防するためには、副菜を不足なく摂取することが必要です。このため、野菜を毎食摂取している市民の割合について、次のとおり目標を設定します。

目標指標	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)
毎食野菜料理を食べる市民の割合	子ども 21.7% 大人 16.0%	30%以上 20%以上

9 塩分控えめにいつも心がけている市民の割合

生涯にわたって心身の健康を確保しながら市民一人ひとりが生活習慣病*を予防し、また、重症化を予防するためには、食塩の過剰摂取を防ぐことが必要です。このため、塩分控えめにいつも心がけている市民の割合について、次のとおり目標を設定します。

目標指標	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)
塩分控えめにいつも心がけている市民の割合	大人 33.0%	40%以上

10 成人肥満者(BM 1 25.0 以上)の割合

男性(20 歳以上)女性(40 歳以上)

生活習慣病*予防の観点から、成人肥満を減少させることが重要です。このため、男性は 20 歳以上、女性は肥満者の割合が高くなる 40 歳以上について、次のとおり目標を設定します。

目標指標	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)
成人肥満者(BM 1 25.0 以上)の割合	男性 28.6% 女性 17.5%	減らす

11 ゆっくり噛んで食べるよういつも心がけている市民の割合

健やかで豊かな生活を過ごすには、口腔の健康や摂食・嚥下等の口腔機能の獲得・維持・向上と関連させた食育を推進することが重要です。このため、ゆっくりよく噛んで食べるよういつも心がけている市民の割合について、次のとおり目標を設定します。

目標指標	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)
ゆっくり噛んで食べるよういつも心がけている市民の割合	大人 17.4%	20%以上

12 農林漁業体験を経験した市民の割合

農林漁業の理解促進を深めるため、農林漁業に関する体験の機会を積極的に提供することで、消費者と生産者と交流の場を増やすことが必要です。このため、農林漁業体験を経験した市民の割合について、次のとおり目標を設定します。

目標指標	現状値	目標値 (2023 年度)
農林漁業体験を経験した市民の割合	—	増やす

13 食育の推進に関わるボランティア団体等で活動している市民の数

食育を市民運動として推進し、市民一人ひとりの食生活において実践してもらうためには、食生活の改善やその他の食育の推進に関して市内各地で地域住民に密着した活動に携わるボランティアが果たす役割は重要です。このため、食育の推進に関わるボランティア数について次のとおり目標を設定します。

目標指標	現状値	目標値 (2023 年度)
食育の推進に関わるボランティア団体等で活動している市民の数	—	増やす
ねたろう食育博士認定者数	(2018 年度) 537 人	937 人

14 食事を残さず食べる市民の割合

本来、食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる食品ロス※の削減に向けて取組を推進することが重要です。このため、食事を残さず食べる市民の割合について、次のとおり目標を設定します。

目標指標	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)
食事を残さず食べる市民の割合	子ども 58.5% 大人 76.0%	増やす

15 生ごみを減らす工夫をしている市民の割合

環境に配慮した食育や食品廃棄物の発生抑制及び減量化を図る取組を推進することが重要です。このため、生ごみを減らす工夫をしている市民の割合について、次のとおり目標を設定します。

目標指標	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)
生ごみを減らす工夫をしている市民の割合	大人 81.5 %	増やす

16 「やまぐち食べきり協力店※」の登録店舗数

食品ロス削減を実践するホテル・旅館・飲食店等を増やし、事業者及び消費者の意識啓発を図る取組を推進することが重要です。このため、「やまぐち食べきり協力店※」の登録店舗数について、次のとおり目標を設定します。

目標指標	現状値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
「やまぐち食べきり協力店※」の登録店舗数	8 件	増やす

17 食事の時など、子どもたちに食べ方や食事のマナーを教えている市民の割合(若い世代)

地域の伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地産・地消^{*}へもつながる家庭での料理等が、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、食の多様化により徐々に失われつつあります。特に、20歳代30歳代の若い世代は、次世代に食文化を伝える重要な存在です。このため、若い世代において、地域や家庭で受け継がれてきた食べ方や食事のマナーを教えている市民の割合について、次のとおり目標設定します。

目標指標	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)
食事の時など、子どもたちに食べ方や食事のマナーを教えている市民の割合 (若い世代)	大人 63.9% 20代 35.4% 30代 80.6%	増やす

18 地元に伝わる料理を家庭でも食べる市民の割合

地域の伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地産・地消^{*}へもつながる家庭での料理等が、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、食の多様化により徐々に失われつつあります。このため、伝統食材をはじめとした地域の食材を生かした郷土料理や伝統料理などを家庭でも食べる市民の割合について、次のとおり目標設定します。

目標指標	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)
地元に伝わる料理を家庭でも食べる市民の割合	子ども 39.0% 大人 50.6%	増やす

目標指標と目標値のまとめ

目標指標		現状値	目標値
1	食育に関心をもっている市民の割合	大人57.9%	増やす
2	ほとんど毎日家族と一緒に食事をしている子どもの割合	子ども81.6%	増やす
	誰かと食事をする機会のない高齢者の割合	高齢者20.2%	減らす
3	地域にいるさまざまな人が集える共食の場に参加したい市民の割合	大人62.0%	増やす
4	朝食を欠食する市民の割合	20代男性55.3% 30代男性37.6%	40%以下 30%以下
5	毎日朝食を食べる園児・児童生徒の割合	幼稚園児92.0% 保育園児91.5% 小学生87.9% 中学生84.9%	100%
6	学校給食における地場産物を使用する割合	県内産80.3% 市内産11.7%	増やす
7	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている市民の割合	—	増やす
8	毎食野菜料理を食べる市民の割合	子ども21.7% 大人16.0%	30%以上 20%以上
9	塩分控えめにいつも心がけている市民の割合	大人33.0%	40%以上
10	成人肥満者（BMI 25.0以上）の割合 男性（20歳以上）女性（40歳以上）	男性28.6% 女性17.5%	減らす
11	ゆっくり噛んで食べるよういつも心がけている市民の割合	大人17.4%	20%以上
12	農林漁業体験を経験した市民の割合	—	増やす
13	食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している市民の数	—	増やす
	ねたろう食育博士認定者数	537人	937人
14	食事を残さず食べる市民の割合	子ども58.5% 大人76.0%	増やす
15	生ごみを減らす工夫をしている市民の割合	大人81.5%	増やす
16	「やまぐち食べきり協力店」の登録店舗数	8件	増やす
17	食事の時など、子どもたちに食べ方や食事のマナーを教えている市民の割合 (若い世代)	大人63.9% 20代35.4% 30代80.6%	増やす
18	地元に伝わる料理を家庭でも食べる市民の割合	子ども39.0% 大人50.6%	増やす

※市の現状値は平成29年（2017年）度～平成30年（2018）度

第6章 山陽小野田市食育推進計画の推進体制について

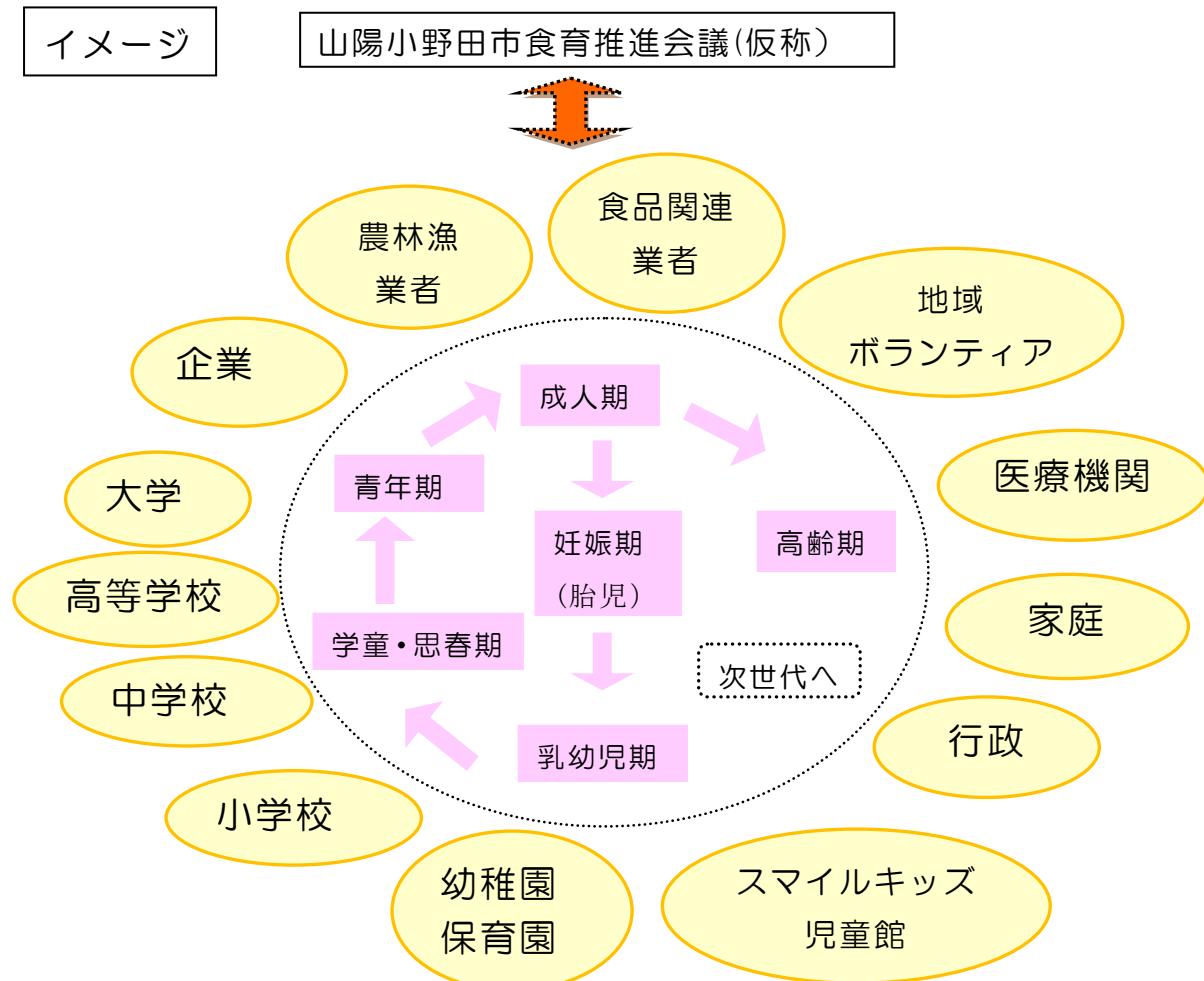
本計画を着実に実行するため、国や県の動向を見ながら、学校・保育園等、農林漁業・食品関連事業者、ボランティア団体等関係機関と連携・協力し、市民が一体となって食育を推進していきます。

1 市における食育推進体制について

この計画に位置づけられた食育の各種施策は、関係団体で構成する「山陽小野田市食育推進会議(仮称)」を設置し、総合的かつ計画的に推進するとともに、事業の進捗状況などについて評価を行い、計画の適切な進行管理に努めています。

2 食育推進のためのネットワークづくり

関係団体・機関等のネットワークを構築し、多種多様な場面で主体的に食を学ぶ機会を提供する体制を整備します。



資料編

1 用語解説

◆共食(P12. 23. 31. 33. 40)

一人で食べるのではなく、家族や友人、職場や地域の人など誰かと食事をすることをいい、共食は集団の共同性・連帯性を表す手段となります。

◆孤食(P23. 29. 33)

家族と暮らしている中で、一人で食事をとることを「孤食」といいます。

◆健康寿命(P1. 7. 23. 26. 32)

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間です。

◆食育月間(P34)

国、地方公共団体、関係団体などが協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の一層の浸透を図るため、「食育推進基本計画」により毎年6月が「食育月間」として定められています。

◆食育の日(P34)

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、「食育推進基本計画」により毎月19日が「食育の日」として定められています。

◆食事バランスガイド(P33)

1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安を分かりやすくコマのイラストで示したものです。主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物をバランスよくとることにより、コマが倒れないように適量の食事をとることができます。

◆食生活改善推進員(P32. 34. 37)

市が開催する「食生活改善推進員養成講座」の修了者で、市食生活改善推進協議会に属し、地域において健康づくりのためのボランティア活動を行っている方です。

◆食品ロス(P 1. 24. 35. 36. 45)

まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

◆生活習慣病(P 1. 7. 23. 27. 30. 32. 42. 43)

食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称のことです。脳血管疾患、心疾患、および脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、資質異常症などいずれも生活習慣病です。

◆地産・地消(P 36. 37. 38. 42. 46)

地域で生産された農林水産物を、その地域内において消費する取組のことです。

◆日本型食生活(P 25. 37)

昭和 50 年ごろの食生活のことで、ごはんを主食としながら、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わった、バランスのとれた食事です。

◆パブリックコメント(P 3)

市の施策立案の過程で、市民から意見を公募し、その意思決定に反映させることを目的とする制度です。

◆フードマイレージ(P 35)

「食料の輸送距離」という意味であり、食料の輸送量と輸送距離を定量的に把握することを目的とした指標です。

◆無形文化遺産(P 37)

「無形文化遺産の保護に関する条約」(平成 15 年(2003 年)採択、06 年発効)に基づき、登録、保護される各国の芸能や祭礼、伝統工芸技術などで、代表的なものに「和食」があります。

◆やまぐち食べきり協力店(P 45)

食べきりメニューの提示や食材の使いきり、希望量に応じた食事の提供など、山口県の食品ロス削減推進協議会の指針にある食品ロス削減の取組を実践する、協議会の登録を受けた旅館、ホテル、飲食店などです。

2 食育基本法

○食育基本法(抄)

前文

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病※の増加、過度の瘦(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。

また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

3 食育推進計画策定の経過

1. 山陽小野田市食育推進計画策定プロジェクトチーム

第1回会議

- (1) 第2次山陽小野田市食育推進計画の策定の趣旨について
- (2) 計画策定の体制および策定の流れについて
- (3) 計画の位置づけについて
- (4) 計画の期間および評価について
- (5) 計画の章立てについて
- (6) 山陽小野田市の食の現状分析および重点課題について

第2回会議

- (1) 山陽小野田市の食の現状分析および重点課題について
- (2) 基本理念(体系)重点施策について
- (3) 具体的な施策について
- (4) 目標および数値目標について

第3回会議

- (1) 第1回山陽小野田市第2次食育推進計画検討委員会の報告
- (2) 山陽小野田市の食育の総合的な推進について
- (3) 山陽小野田市の食育推進体制について
- (4) 最終素案の検討について

第4回会議

- (1) 山陽小野田市の食育の体系図について
- (2) 山陽小野田市の食育の総合的な推進について
- (3) 最終素案の検討について

第5回会議

山陽小野田市食育推進計画策定プロジェクトチーム設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における第2次食育推進計画を策定するため、山陽小野田市食育推進計画策定プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 チームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第2次山陽小野田市食育推進計画の策定に関すること。
- (2) 第2次山陽小野田市食育推進計画とその他計画との調整に関すること。

(構成員)

第3条 チームは、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 前項の者は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(リーダー及び副リーダー)

第4条 チームにリーダー及び副リーダーを置き、リーダーは健康増進課長をもって充て、副リーダーは農林水産課長をもって充てる。

2 リーダーは、チームの運営を総理し、チームを代表する。

3 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 チームの会議(以下「会議」という。)は、リーダーが招集する。

2 会議の議長は、リーダーをもって充てる。

(意見の聴取等)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、助言及び説明を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 チームにワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 チームの庶務は、福祉部健康増進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月24日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第2次山陽小野田市食育推進計画が策定されたときにその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

別表(第3条関係)

環境課長
高齢福祉課長
障害福祉課長
子育て支援課長
健康増進課長
農林水産課長
学校教育課長
学校給食センター所長

山陽小野田市食育推進計画策定プロジェクトチーム委員名簿

	H30.8.1
課名	氏名
環境課	木村 清次郎
高齢福祉課	兼本 裕子
障害福祉課	辻永 民憲
子育て支援課	川崎 浩美
健康増進課	尾山 貴子
農林水産課	深井 篤
学校教育課	三輪 孝行
学校給食センター	井上 岳宏

2. 山陽小野田市第2次食育推進計画検討委員会

第1回会議

- (1) 第2次食育推進計画策定について
(趣旨・策定体制・位置づけ・期間及び評価・章立て等)
- (2) 第2次食育推進計画の重点課題について
(第1次計画最終評価結果および食育に関する現状)
- (3) 第2次食育推進計画の方向性について
(基本理念・推進施策・目標・数値目標等)

第2回会議

- (1) 山陽小野田市の食育の体系図について
- (2) 山陽小野田市の食育の総合的な推進について
- (3) 最終素案の検討について

第3回会議

山陽小野田市第2次食育推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 山陽小野田市第2次食育推進計画(以下「食育推進計画」という。)の策定に当たり、市民の意見、提言等を反映させるため、山陽小野田市食育推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食育推進計画を策定するために調査、研究及び提言すること。
- (2) その他食育推進計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民間団体等の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から食育推進計画の策定が終了する日までとする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後、最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月22日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、食育推進計画が策定されたときに失効する。

山陽小野田市第2次食育推進計画検討委員名簿

	氏名	団体
1	秋本和彦	山口県販売協力店連携協議会
2	浅野比	山陽小野田市立山口東京理科大学
3	佐々木俊子	山陽小野田市教育研究会給食部会
4	末吉奈保美	宇部フロンティア大学短期大学部
5	高橋和世	山口県国公立幼稚園・こども園連盟
6	内藤美恵子	山陽小野田市地球温暖化対策地域協議会
7	中村千佳世	一般公募
8	半矢幸子	山陽小野田市食生活改善推進協議会
9	久中幸子	山口県漁業協同組合
10	松村正勝	小野田南高泊干拓農業協同組合
11	三井洋子	山陽小野田市保育協会給食部会
12	村岡京子	小野田料飲店組合
13	森祐子	山口県立厚狭高等学校
14	吉田由美子	山陽小野田市母子保健推進協議会
15	吉本早苗	一般公募



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY

山陽小野田市食育推進計画

発行日／平成31年3月

発行／山口県山陽小野田市

企画・編集／山陽小野田市福祉部健康増進課